

博物館法の課題～断章

京都国立博物館副館長

栗原 祐 司

現行博物館法が抱える総論的な課題については、これまで多くの識者が述べてきたとおりだが、現場では博物館法に起因する知られざる問題点がいくつか存在し、いまなお未解決のものもある。本稿では、それらを紹介し、来るべき博物館法改正に向けた参考の一助としたい。

1. 登録博物館としての野外博物館

登録博物館の要件は、博物館法第12条に定めるとおりだが、近年は「必要な建物」を持たないデジタル・ミュージアムやいわゆるエコ・ミュージアム等も全国各地に存在する。いわゆる「野外博物館」や「街角博物館」は多種多様で、来たるべき博物館法改正に際しては、どこまでを法の対象範囲とするか、厳密な議論が必要である。国指定天然記念物である樹叢を中心とする野外博物館が登録博物館であったこともあり、落合知子「我が国最初の登録野外博物館」(『野外博物館の研究』2009年 雄山閣)に準拠しながら、これがどういう考え方で登録博物館となったのかを紹介する。

富山県朝日町(旧宮崎村)に所在する「宮崎自然博物館」は、鹿島神社とその社叢を形成する国指定天然記念物(1936年指定)の鹿島樹叢を核としたいわゆる野外博物館であり、博物館法制定直後の1952(昭和27)年に登録博物館となった。宮崎自然博物館は、1935(昭和10)年頃から活動が始まり、古くは棚橋源太郎が我が国に紹介し

たアメリカの国立公園の「路傍博物館」の概念を導入したもので、当初は「宮崎自然博物館」と称した。設立は1949(昭和24)年であり、1955(昭和30)年の出版物である『動物及び植物目録』の序文には、木場一夫及び鶴田総一郎の氏名が記述されており、二人の博物館学者の関与を窺い知ることができる。落合によれば、同館は、鹿島神社宮司及び宮崎小学校理科教員が人文系学芸員(2名)及び自然系学芸員(2名)の暫定資格を取得し、宮司は文部省による1954(昭和29)年度の学芸員研修で学芸員資格を取得しているという。

同館は、自然環境、歴史、民俗、芸能等の総合的な分野に基づいて設立された野外博物館であり、民家や歴史建造物等を移築して設立された野外博物館とは趣を異にする。我が国の野外博物館研究の第一人者であった新井重三が同館を取り上げなかったことによって、宮崎自然博物館の名は博物館界では忘れ去られていくことになるが、博物館法制定後の草創期において、我が国初の野外博物館として登録博物館となった意義は大きい。これは、おそらく前述の木場が1943～1952年に文部省科学教育局科学教育課科学官の任にあり、鶴田もまた同課の科学館補の職にあつて、その後日本博物館協会の理事を務めていたことも無縁ではないだろう。問題は、現在資料館等の建物がないことをどう考えるかである。

言うまでもなく、博物館法第12条では、①登録要件として必要な博物館資料があること、②必要な学芸員その他の職員を有すること、③必要な

建物及び土地があること、を規定しているが、同館は①及び②は問題ないとして、③はどうだろうか。開館当初は宮崎小学校の校舎の一室を資料館としていたが、その後1954年の町村合併によって朝日町となったことに伴い廃所となった宮崎支所の建物を活用し、1955年に宮崎自然博物館資料館として開館した。しかしながら、同資料館も、昭和60年頃に老朽化に伴い取り壊され、現存していない。落合は、これをもって「宮崎自然博物館の活動は実質的に終焉を迎えたのである。」と述べているが、同館はいまなお登録博物館として富山県教育委員会の登録原簿に掲載されているのである。朝日町埋蔵文化財保存活用施設「まいぶんKAN」には学芸員がおり、同町教育委員会に学芸員有資格者もいることから、最低限の管理はしているように思われるが、開館当初理想とした博物館活動は行われていないと判断せざるを得ず、登録博物館に更新制が導入されていないがゆえ、今なお登録博物館であり続けている可能性が高い。こうした野外博物館の存在を否定するわけではないが、法が定める登録博物館であれば、行政当局による登録要件の定期的な確認と更新が必要であることを痛感するとともに、来たるべき博物館法改正に際して、こうしたいわゆるエコ・ミュージアムの扱いについて改めて議論する必要がある。

2. 登録博物館としての植物園

動物園、植物園及び水族館については、棚橋源太郎が「異なるところは、展示物が、動物園では、活きた動物であるのに、博物館では、剥製の標本である一点だけである（注1）」と主張し、上野動物園の古賀忠道園長がこれに同意し、関係者を調整したことなどによって博物館法の対象となったことはよく知られている。現実には教育委員会

所管の制約もあって、現在においても登録博物館である動物園、植物園及び水族館はわずかしか存在しない。特に植物園は、公園行政や環境行政の一環として位置付けられていることが多く、教育委員会が所管する例がほとんどなかったことがその理由として挙げられる。

平成30年度社会教育調査によれば、植物園112施設のうち、登録2、相当9、類似101となっており、博物館法がほとんど機能していないことがわかる。全体数は、日本植物園協会正会員が110なので、統計上はほぼ網羅されていると考えられる。

大学設置基準第39条に基づき、薬学に関する学部又は学科は「薬用植物園（薬草園）」が必置とされていることから、大学附属の薬草園は多いが、そもそも現行法において大学博物館が登録の対象になっていない。また、製薬会社も薬草園を設けているが、やはり営利企業の博物館は登録の対象になっていない。フラワーパーク等の私立植物園もあるが、一般または公益財団・社団法人が設置する植物園はそれほど多くない。登録するメリットも大きくないこともあって、結果的に登録博物館がわずか2施設ということになっているのだろう。

登録されている植物園の一つは、佐渡市立佐渡植物園で、佐渡市教育委員会社会教育課が所管している。同園は1948（昭和23）年の開園で、羽茂村青年団、羽茂公民館、新潟県立羽茂農業高等学校、羽茂村立羽茂小学校及び地元有志者の提唱により、度津神社の神苑に設置された。県下に先がけての設立であり、日本の植物学の泰斗である牧野富太郎や佐竹義輔、木村四郎などの指導を受け、本田正次、武田久吉らの来園実地指導を受けたという。園内には、自生種の代表的な植物を植栽展示しており、その数は1,300種にのぼる。以前は冬期（12～3月）は休園していたが、現在

は通年開館している。堂々たる登録博物館と云っていいだろう。

もう一つは、奈良市の春日大社神苑萬葉植物園である。1932（昭和7）年の開園で、来年には開園90周年を迎える。1927（昭和2）年に大阪朝日新聞社が行った天平文化宣揚運動を契機に、言語、植物、木草等学術上の資料を供し、かつ天平文化を広く一般に知らせる目的で設置された。約3ヘクタールの園内は萬葉集・五穀の里・椿園・藤の園で構成され、萬葉集に歌われた植物を中心に約280種を集め、萬葉植物名が今日のどの植物に当たるかを歌詞とともに明示している。1958（昭和33）年に宗教法人である春日大社が設置する春日大社宝物殿（現国宝殿）とともに登録博物館となったが、数年前に筆者が同園に電話で確認したところ、同園には学芸員はいないとのことであった。おそらく、実態としては国宝殿の学芸員が兼務することによって登録博物館の要件を満たしているのだと思われるが、両施設の専門性はあまりに異なるのではないだろうか。両施設の館長もおそらく宮司等の兼務であろう。

実は、佐渡植物園も、学芸員が2名配置されているとはいえ、同市の佐渡博物館及び相川郷土博物館（いずれも登録博物館）との兼務であり、いずれも植物学の専門ではなく、実態としては臨時職員2名で管理しているのが実態である。

博物館法では、「博物館に、館長を置く。」（第4条第1項）、「博物館に、専門的職員として学芸員を置く。」（同条第3項）として規定しており、行政指導上非常勤や兼務でもよいことになっているので、法令上の問題はないとはいえ、博物館法が理想とする植物園としての運営がなされているかどうかは疑問の残るところである。仮にかつては専属の学芸員はいたけれども今はないのであれば、やはり1. で述べたように、登録制度の更新性の導入が必要であることの証左となる。また、

佐渡植物園も春日大社神苑萬葉植物園も、日本植物園協会の正会員ではないことを、どのように考えたらいいのだろうか。新たな博物館制度は、こうした実態を踏まえた検討を行う必要があるだろう。

なお、植物園に関しては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（いわゆる「ワシントン条約」）上認められている「科学施設」の認定が日本では行われていなかったため、ラン等の輸出入が事実上不可能で、長年の課題になっていた。しかしながら、2019（令和元）年4月に経済産業省の「ワシントン条約第7条第6項に基づく研究施設登録の制度構築に関する検討会議」が必要な制度整備を行うべきとの報告をまとめ、「科学施設」の対象に、登録博物館及び博物館相当施設も含むこととされた。これを受けて、同年10月1日から科学施設登録制度が開始されており、登録及び相当の一つのメリットになっているが、大学法人（国立、公立、私立）や国立研究開発法人も対象となっているため、どこまで効果が大きいかは疑問である。

3. 博物館相当施設と国立博物館等

国立博物館等が博物館法の対象でないことは、言うまでもなく法制定当時から永年の課題となっている。博物館法10周年を記念して行われた座談会を掲載した「博物館研究」1961（昭和36）年12月号で、鶴田総一郎の「登録施設はファーストクラスであり、相当施設はそれ以下であるように思われる。」との問いかけに対し、内田英二（元文部省社会教育局視学官）は「そういう考えはなかったですね。」と答え、近藤春文（文部省元社会教育施設課長）は「相当施設はトップクラスの方に多く、放っておいても伸びる。登録の方は法律で何とかしないと落ちてしまう。むしろ登

録の方をのぼし、のぞましいところまでもって行きたいと思ったのである。」と述べている。さらに、鬼山信一（国立科学博物館庶務部長）が「そうすると相当施設の方が登録博物館の指導的立場にあるわけですか。」との問いかけに、内田、近藤、そして古賀忠道（上野動物園長）が「考え方としてはそういうものもあった。」と答え、鬼山が「つまり相当施設というのは相当高度な施設を持っているものもので、低いところが登録ですか。」と問い返すと、内田は「はっきり言うのは危険であるが概してそうだったのでしょうか。」と答えている。その上で近藤は、国立博物館が設置法等で制約を受けることもあって博物館法の対象にはなじまないが、「色々な形で千差万別なものを、博物館法に入れる糸口を発見しようということがあったから、結局いま言われた相当施設と登録とアンバランスではないか、という感じは持っていなかった。」と述べている。

この考え方は、現在の我々からすれば、かなり違和感がある。筆者らが博物館法制定時の文部省の担当官で近藤の部下であった川崎繁氏に生前お話を聞いた際には、「相当施設は登録博物館の予備群であって、数的にはここが一番多くなると考えていた。」と述べていた。また、その要件についても、相当施設は「学芸員に相当する職員がいること」や「一年を通じて百日以上開館すること」（博物館法施行規則第20条）とされているなど、明らかに登録博物館の要件よりも緩くなっている。そもそも、1955年の法改正に際して、従来附則の規定に基づいて行われていた相当施設の指定を法第29条において明確に規定した趣旨は、「博物館相当施設の指定が、当該施設の教育活動を促進助長する上に大きな成果を収めているので、指導助言等を与えるなど準博物館としての規定を明確にし、博物館の総合的な発展に資するよう規定したものである。」（昭和30年7月25日文

社施100号社会教育長通知）（下線筆者）とされている。「準博物館」というのは、通常「登録博物館に準ずる施設」という解釈をするべきであり、「相当施設の方が登録博物館の指導的立場にある」というような考えは、公文書上では確認できず、このことについて国会でも特に質疑はなされていない。

1998（平成10）年には、生涯学習局長通知によって、地方公共団体の長等が所管する公立博物館についても、相当施設として指定できるよう取り扱いを変更している。筆者は、地教行法等の関係から、行政指導で法に基づく指定の取り扱いを変更したのは問題があると考えているが、いずれにせよ「相当施設はトップクラスの方に多く、放っておいても伸びる」と考えている博物館関係者は現状においてはほとんどいないと言ってよいだろう。おそらく時代の推移とともに館相当施設の捉え方が、行政当局において変わってきたと言うしかあるまい。

さて、2001年4月から国立博物館3館、国立美術館4館（注2）及び国立科学博物館は、国の施設等機関から独立行政法人が設置者となった。もともとこれらは博物館相当施設に指定されていたが、設置者が変更になったことに伴い、改めて文部科学大臣に申請する必要があったが、指定されたのは2005年1月であった。この空白期間について改めて調べてみると、文部科学省の不作為によるものであったことが確認された。

事実関係から説明すると、国立博物館等は、「独立行政法人の業務実施の円滑化等の関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第220号）」第13条により、博物館法第2条第1項が改正され（注3）、登録博物館の対象から除くとともに、相当施設の対象とし、文部科学大臣の指定を受けることとされた。また、「独立行政法人通則法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政

令（平成12年政令第326号）」第43条において、各個別法の規定により国に対してされた認可、承認、指定等の処分であって、同政令に規定されたものは、独立行政法人成立後も、当該独立行政法人にされたものとみなされる旨の規定が置かれてた（注4）。しかしながら、同法において博物館法の適用に関する経過措置については措置されなかったため、従前国の施設として受けていた相当施設の指定が、独立行政法人化後の施設に引き継がれなかったのである。その理由について、当時の担当者の話によれば、政令第43条による経過措置もとりえたが、施設数が少ないことと、独法化に当たり施設の運営に自主性・自立性が求められるため、引き続き相当施設としての指定を受けるか否かは独法化後の各施設の判断によるべきことという考えの下、再申請により措置することとしたとのことであった。（下線筆者）

そうであれば、独法化による博物館法第29条の改正に伴い、博物館法施行規則第19条等で規定されている相当施設の指定を受ける際に必要となる申請の手続きに関して、独立行政法人を追加する等の改正を直ちに行う必要があったにも関わらず、この改正が行われたのは、国立大学法人化がなされた後の2003（平成15）年12月のことであった（博物館法施行規則の一部を改正する省令）。2004（平成16）年に入って、ようやく文部科学省社会教育課は各独法に再申請手続きを依頼しており、同年5月27日付けの各独法担当課長宛て事務連絡には、「平成13年4月1日より独立行政法人化された貴法人の施設におかれましても、本来であれば「博物館に相当する施設」としての指定の手続きが必要であったところですが、貴法人の独立行政法人化の際に、当課より博物館相当施設の指定を受けるための手続きについて、ご案内をしていなかったこともあり、今までのところ貴法人からの申請は行われていない状況と

なっております。」とある。正確には、案内の有無に関わらず、そもそも省令上申請の手続きが規定されていなかったわけだから、再申請しようにも法令上何ら根拠がない状態が続いていたのである。その後、国立博物館等は2005（平成17）年1月28日に指定が行われたが、4年余りにわたってこうした状況にあったことを独立行政法人側は何も知らされておらず、継続して相当施設の指定を受けていると認識していたことは、もう一つの問題として指摘できるだろう。

問題点を整理すると、まず、政令第43条による経過措置をとっていれば、このような事態にはならなかったはずであり、文部省が「引き続き相当施設としての指定を受けるか否かは独法化後の各施設の判断によるべきこと」と判断したのであれば、その時点で独法化される各国立博物館等に知らせるべきではなかったか。もとより、社会教育課としては、国立博物館等の独法化を契機として、法制定以来の課題である国立博物館を登録博物館の対象とすることも検討するべきであったろう。このことは一括法では処理できないため、別途博物館法の改正を行う必要があるが、それを検討した形跡はなく、最初から従前通り国立博物館等は独法化後も同じ扱いにすると決まっていたようである。だが、前述の制定当時から議論を踏まえれば、国立博物館等を相当施設としたのは、まさに国としての政策であって、独立行政法人になったからといって「相当施設としての指定を受けるか否かは独法化後の各施設の判断によるべきこと」とすること自体、博物館政策としていかなものだろうか。国立博物館はナショナル・センターとしての役割があり、独法化後もその関係は変わらないわけだから、筆者は、そもそも最初の時点で判断が間違っていたように思われてならない。

二つ目の問題は、4年余りにわたって相当施設

の指定が解除されていたことを独立行政法人側が認識していなかったのは、まさに登録・相当制度に更新制度が導入されていないことで惹起した問題であろう。少なくとも年に1回は登録又は相当施設の現状をチェックしていれば、この問題にもっと早く気づいたはずである。1. で述べた課題がここでもまた顕在化したと言えよう。

三つ目には、各種団体の助成金等の交付要件によっては、登録・相当施設であることを条件としている場合もあり、仮に4年余りにわたる相当施設指定の空白期間中、国立博物館等が助成金を受けていたとしたら、もともと申請資格がなかったことから、交付自体が取り消しになった可能性もある。多くの交付要件では、国の施設であることを一つの要件としている場合が多いため、そうした事態は生じてなかったようだが、一步間違えば4. で後述するような訴訟案件になる可能性もあったことを指摘しておきたい。

蛇足ながら、その後多くの特殊法人が独立行政法人となったが、従来特殊法人は設置されている都道府県教育委員会が相当施設の指定を行っていたが、独立行政法人化に伴い、都道府県教育委員会ではなく文部科学大臣が指定することになった(法第29条)。しかしながら、筆者の知る限りでは、独法化後も教育委員会による指定が継続している例がある。法に基づく適切な行政措置を望みたい。

4. 登録をめぐる訴訟案件

登録博物館のメリットがないとよく言われるが、依然として私立博物館には、土地等の譲渡を受けた場合の所得税の特別控除や地方税法等の優遇が適用されるなどのメリットが存在し、特に公益法人改革以前は、不動産取得税や固定資産税及びの免除など大きな利点があり、過去には訴訟案件になったものもある。一般に、法令や行政指導と

同様、国会答弁や裁判所での判例が政府の公権的解釈又は見解として特別な法的意味を有する場合もあり、ここでは、具体的な訴訟案件について紹介する。

A博物館は、1972(昭和47)年に開館し、1996(平成8)年6月に博物館相当施設に指定された。2004年12月に財団法人の設立がB県教育委員会から許可されたことから、翌2005年11月、博物館登録の申請を行ったところ、2006年2月に登録不可との通知がなされた。同法人はこれを不服とし、同年7月にB県を提訴したが、最終的に2007年8月、神戸地方裁判所において被告B県教育委員会の全面勝訴の判決が言い渡された(注5)。

原告(財団法人理事長)の請求の趣旨は、主に①B県教育委員会の博物館として登録できないとの処分を取り消す、②B県教育委員会は、A博物館を博物館登録する、③不動産取得税、固定資産税及びその延滞金並びに損害金の支払い、④訴訟費用の被告負担の4点で、原告の主張は、被告が博物館法を正しく理解しないで間違った解釈と理解から行われた違法な処分である点や、被告の裁量権の濫用によって数多くの資料の製作と提出を求められたため、多大の時間と旅費等の経費を必要とし、他の仕事ができず損害を生じたというものであった。

これに対し、被告(B県)は、本件処分は必要な手続きに基づく審査を実施した結果、原告の博物館は博物館法第12条各号の要件を備えていないとの処分がなされたのであって、本件処分が適法なものであることは明らかであること、仮に原告主張の損害があるとしても、何ら本件処分とは因果関係がなく、原告の税金及び延滞金は、原告自らが納付すべきものであること、B県教育委員会が裁量権を逸脱・濫用した事実はなく、その審査において不当な資料を求めた事実もないことを

主張した。判決結果及び判決理由は、以下のとおりである。

(判決結果)

- 1 本件訴えのうち、B 県教育委員会に対する A 博物館を登録博物館として登録することの義務付けを求める訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

(判決理由)

- 1 A 博物館が博物館法第 12 条第 1 号の要件を満たしていないとした B 県教育委員会の判断にその裁量権を逸脱、濫用した違法は認められず、本件処分の取消を求める本件訴えには理由がない。
- 2 A 博物館を登録博物館として登録することの義務付けを求める訴えは不合法である。
- 3 本件訴えにかかる損害賠償請求は、本件訴えに違法性はなく、同処分をした公務員の行為も違法とはいえないから、その余の点について判断するまでもなく原告の国家賠償請求は理由がない。

B 県教育委員会が A 博物館が登録博物館としての要件を満たしていないと判断した理由としては、資料データベースの不備があること、資料が収蔵ロッカーに収められているだけで標本保存技術が未確立であること、館長以下の職員がいずれも兼任もしくは嘱託職員であり、専門的職員としての学芸員がおらず、展示及び博物館資料の活用、保管に支障を来していること、さらに、来館者に対する博物館専用の窓口機能がなく、研究室や執務室も十分に整備されていないことなどが挙げられ、B 県教育委員会は学識経験者による実地検査を行い、同学識経験者の意見を徴した結果、登録は不可と判断したものであった。

本件は、登録のメリットがあるがゆえの訴訟であったと思われるが、登録審査を行う都道府県・指定都市教育委員会においては、このように提訴

される可能性もあることを踏まえた法令に基づく審査体制の整備を行うことが求められる。今後、第三者機関による審査となった場合でも、行政処分そのものは各都道府県・指定都市教育委員会が行うことは変わらないと思われ、第三者機関においても法令に準拠した適法な専門的指導を行うことが必要であろう。

次に、美術館関係の訴訟としては、富山県立近代美術館天皇コラージュ事件（最高裁判所平成 12 年）が表現の自由と美術館の展示・収蔵に関する訴訟として有名である。富山県立近代美術館の企画展「とやまの美術」に招待された大浦信行が昭和天皇の図像を部分的に引用して制作した版画連作が、同展終了後に県議会議員によって「不快」と糾弾されたことをきっかけに、週刊誌での掲載や右翼団体による抗議活動を招き、同館は同作の非公開と売却を決定し、図録を焼却した。これに対し、大浦氏を含む美術関係者や市民有志が国家賠償請求訴訟を起こした。被告側は「管理運営上の障害」と「天皇のプライバシー侵害の疑い」を理由に一連の処分を正当化したが、1998 年の富山地裁判決では、「管理運営上の障害」と「天皇のプライバシー侵害の疑い」は認めず、特別閲覧の不許可は違法としたが、作品の買戻しと図録の再版については退ける原告側の一部勝訴とした。原告被告双方ともに控訴し、2000 年の控訴審判決（名古屋高裁金沢支部）では、天皇の肖像権が制約を受けるとした一審判決を支持したが、「管理運営上の障害」を認め、原告の請求をすべて認めなかった。原告は最高裁へ上告したが棄却され、最終的に原告の全面敗訴となった。

このほか、「顔真卿自書建中告身帖」事件（最高裁判所昭和 59 年）は、著作権の保護期間が過ぎた書を所有する財団法人書道博物館が、その作品の写真乾板を入手して書籍を出版した出版社を訴えた所有権と著作権に関する判例で、最高裁判

決で美術の著作物の現作品の所有権を有していても、その表現情報の支配はできず、著作権の保護期間が過ぎた美術作品の保護はなされないとされた。

「レオナルド・フジタ」展カタログ事件（東京地裁平成元年）は、藤田君代夫人が同展で頒布された解説・紹介用のカタログが許諾を得ていないとして小学館を訴えた判例である。従来、日本の美術館では展覧会のカタログ制作を著作権法第47条の「小冊子」であるとして、無許諾で行っていた。ところが、君代夫人は、販売されているカタログは「小冊子」には当たらないとして提訴し、勝訴した。これにより、「小冊子」の解釈が明らかにされ、これ以降ほとんどの美術館では、カタログ制作に際して著作権使用料を支払うようになっていく。

「バーンズコレクション展」事件（東京地裁平成10年）では、ピカソの相続人の代表が、同展の開催に伴って主催者が原告の承諾なしに行ったカラー複製画つきの鑑賞者向け解説書の製作販売、入場券・割引引換券への複製掲載、新聞記事への複製掲載、額入り複製絵画の製作、販売が著作権を侵害すると主張して提訴し、ほぼ原告の勝訴となった。他人の著作物の新聞への掲載は、著作権法第32条（報道目的の引用）、同法第41条（事件報道のための利用）によって大幅に認められている著作権法上の免責を安易に主張する新聞社に対して、裁判所が発した警告と受けとめられている。

水族館関係では、2003（平成15）年の名古屋港水族館事件（名古屋港水族館の委託管理を受けた財団法人名古屋港水族館が入手を予定していたシャチの購入費用を支出することは違法であるとして、住民らとその差し止めを求めた住民訴訟；名古屋地裁 請求棄却・控訴（後控訴取り下げ）、2012（平成24）年の京都水族館事件（オリック

ス不動産による京都水族館の梅小路公園内の設置許可が、都市公園としての防災機能の低下、騒音被害など周辺環境に悪影響を及ぼし違法であるとして、その取り消しを求めた住民訴訟；京都地裁請求棄却・確定）、2014（平成26）年の太地町立くじらの博物館入館拒否事件（反捕鯨団体を設立し運動しているXが、太地町立くじらの博物館においてドキュメンタリー映画の撮影等を目的として入館したが、翌日条例の管理上支障があるとき入館を拒否できる規定に基づき、Xの入館を拒否するプラカードを呈示したところ、憲法第14条、19条、21条に定める思想良心に基づく不利益処遇及び外国人差別に該当するとして慰謝料及び国家賠償を請求；和歌山地裁 請求一部認容（被告は、原告に対し、11万円支払え）・確定）などがある。くじらの博物館入館拒否事件の判決では、Xはテレビ職員を伴ったり、大型機材を所持したりしていなかったことから、即座にプラカードを呈示して入館を拒否したという具体的事情に照らすと、「管理の支障を生じる相当の蓋然性がある」とまでは認められず、本件入館拒否は条例の要件を欠く違法なものであるとされた。いずれの博物館においても、威圧・迷惑行為等を行う来館者への対応は、入館を拒否するしかるべき理由と根拠を明確にしておくべきであろう。

5. 学芸員養成課程の今後

博物館法第5条第1項第1号に基づく大学における学芸員養成課程は、法令上いわゆる課程認定が義務付けられていない。そのため、文部科学省の社会教育課では、直近で必修科目を改正した博物館法施行規則が施行される2012（平成24）年度の前年に、新課程を設置する全ての大学を対象に博物館に関する科目のシラバス案、養成課程の教員の体制、担当する教員の研究業績書等の書

類を提出させ、2011（平成23）年8月から翌年1月にかけてヒアリングも行った。

これは、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第2次報告書でも指摘しているように、従来、各大学において必ずしも適切ではない科目の読み替えが行われており、文部科学省委託調査として2007（平成19）年11月に実施した「学芸員養成カリキュラムに係る調査研究」の報告書によれば、例えば「博物館経営論」を「アートプロデュース」、「芸術経営論」等の科目名で開講していたり、「博物館資料論」を「文化財保護」、「日本文化史」等のような科目に置き換えていたり、「視聴覚教育メディア論」を「地図学」、「岩石学」、「美術鑑賞」のような他の科目に置き換えている例などが散見されたためであった。そのため、改正前の現行の博物館法施行規則第1条の備考において、「博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもって替えることができる」とされていた規定や、「博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもって替えることができる」とされていた規定を削除し、安易な読み替えが行われないようにしたのである。

しかしながら、こうした課程認定のような手続きは、博物館法施行規則制定当初は行われていたものの、法令上は規定されていないため、学芸員養成課程を設ける大学が増えるにつれ廃止となった前例のごとく、新たな業務に対して新たな人員配置がなされることはなかったため、結局文部科学省社会教育課は司書養成課程の手続きによる業務もあり、繁忙を極めてしまうこととなり、2012（平成24）年12月21日付け事務連絡で、「学芸員養成課程の一部変更を行う際の文部科学省への届出手続の簡素化を図ること」とし、担当教員の

変更、担当教員の役職の変更、学部・学科の名称のみの変更、当該年度中における開設時期の変更、事務担当者及び代表者（学長、総長等）の変更、その他軽微な変更については、文部科学省への届出は不要とし、事実上新たに学芸員養成課程を設置する場合の届出のみとされた。協力者会議の第2次報告書において「国においても3年ごとを目途に大学での科目開講状況を調査・把握することなどを通じ、指導の徹底を図ることを求めたい」と提言していたものの、その後文化庁に移管されたこともあって、「指導の徹底」は十分に図られているとは言い難い。

改正博物館法施行規則が施行されて10年目を迎える。鷹野光行氏は、前回の改正について「（科目を）新設しなければ対応できないから新設したのであり、私の本音ではまだこれでも十分だとは考えていない。」（注6）と述べているし、青木豊氏も、「残念ながら大局的には博物館学を構成する科目群には未だ至っていないと考えられる。」（注7）と述べている。我が国の文化振興のためにも博物館を支える人材の養成は極めて重要である。今後の博物館法改正に向けた議論においては、拙速に結論を出すのではなく、博物館学関係者や大学当局との十分に協議を行った上で、我が国の将来の博物館を担う人材を育成できる制度が構築されることを期待したい。

注釈

- 注1 日本社会教育学会社会教育法制研究会。1972。社会教育法制研究資料XIV。205pp。日本社会教育学会、東京。
- 注2 九州国立博物館は2005（平成17）年、国立新美術館は2007（平成19）年の開館で、いずれも独法化以降。
- 注3 博物館法第2条第1項中「その他の法人」

の下に「(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)」を加える改正。

注4 「健康保険法等の適用に関する経過措置」として、いくつかの法律が列挙されている。

注5 神戸地方裁判所 平成18年(行ワ)第48号 登録博物館として登録できない旨の処

分取消請求事件

注6 鷹野光行. 2010. 学芸員養成の充実方策について—これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議第二次報告書から. 博物館研究, 45(12): 4-5.

注7 青木豊. 2010. 高度博物館学教育の実践. 博物館研究, 45(12): 6-8.

博物館法をめぐる古くて新しい課題

日本博物館協会

半田昌之

はじめに

現在改正に向けて検討が進められている博物館法は、昭和26（1951）年12月1日、法律285号として成立し、翌27（1952）年2月1日から施行され、本年令和3（2021）年は成立から70周年の区切りとなる。

博物館関係者の悲願であった博物館法は、古くは明治32（1899）年に図書館令が制定された時に博物館令の案が作られたといわれるが（注1）、以来、博物館の整備と振興のためには法的規定が不可欠との考え方の下に、様々な法案が作成されてきた。その一方で、設置者や種類が多様な博物館を包括的に規定することの難しさもあり、制定以前から様々な議論がなされ、制定後も幾度となく改正に向けた動きが繰り返されてきた。そこで検討された課題には、当初制定された博物館法が成立するプロセスから既に顕在化していたものも多く見られ、言わば今日まで残されている「古くて新しい課題」も少なくない。

本稿においては、1世紀を超える博物館法を取り巻く動きの中で、現在の博物館法につながる骨格が示された昭和7（1932）年の日本博物館協会から文部大臣への答申と、現行法制定の前年、昭和25（1950）年に作成された、当時の博物館関係者の思いが込められた法律案が作られるまでの流れを振り返ることで、そこに垣間見られる課題を今後の議論につなげる参考としたい。

棚橋源太郎が博物館法に込めた思い

日本における博物館法の必要性を一貫して主張し自らその成立に向けて粉骨砕身の努力を惜しまなかったのが、日本の博物館の父とも呼ばれる棚橋源太郎である。

周知のように、棚橋は明治以降永らく日本の理科教育の発展に大きな足跡を残した人物として知られている。明治39（1906）年、東京高等師範学校附属東京教育博物館（国立科学博物館の前身）主事を兼務することになった棚橋は、当初は学校教育の補助機関として博物館の役割に着目したが、明治42（1909）年から2年間のドイツ・アメリカへの留学を経て、博物館が学校教育以外にも広く果たせる役割を認識し、以来「通俗教育」の場としての博物館充実に力を尽くした。棚橋は博物館での展覧会の必要性を訴え、大正5（1916）年のコレラ病流行を受けた「虎列拉病予防通俗展覧会」はじめ、「時」展覧会など、多くの社会的トピックに関連する特別展覧会を開催し、その社会的意義と情報を伝える効果の大きさを示した。ちなみに明治から大正にかけて使われた通俗教育という言葉が、社会教育という呼称に変わっていった時期は大正10（1921）年ごろのことと思われる。大正7（1918）年、臨時教育会議の博物館に関する答申には「通俗博物館ノ如キ観覧的教育施設」や「通俗図書館教育博物館巡回博物館ノ如キハ最モ有力ナル通俗教育上ノ機関ナルカ故ニ一層其ノ普及ヲ図リ公衆ニ対シテ其ノ利用ヲ奨

励センコトヲ要ス」という文章が見られる一方、大正10年に定められた「東京博物館管制」第1条には「文部大臣ノ管理ニ属シ自然科学及其ノ応用ニ関シ社会教育上必要ナル物品ヲ収集陳列シテ公衆ノ観覧ニ供スル所トス」とある。

棚橋は、昭和3(1928)年に日本博物館協会の前身である博物館事業促進会を創設し、以後、日本の博物館振興を生涯の目標として邁進した。その会の設立に当たり掲げられた第一の目標が博物館令(博物館法)の制定であった。その後、日本が戦時へと向かう中でも、棚橋を中心に博物館法制定へ向かう動きは続けられていく。当初は法整備を進めることで博物館施設建設を促進することに力が置かれていたが、次第に既存の地方博物館等の充実を図るとともに、館長や職員の待遇資格を定めること等により、博物館の事業や目的を社会に理解してもらおう方法として、さらに博物館運営の質を高めるために法整備を行う必要性が認識されていったと考えられる。

博物館に関する法令制定に向かう黎明

博物館事業促進会設立から日本博物館協会(日博協)へ改称した昭和6(1931)年を経て盧溝橋事件が勃発する昭和12(1937)年ごろまでは、博物館の法制化を進める機運は高く、文部省も法律のあり方を日博協に諮問し、法令の内容に関する諮問事項が示された重要な時期と言える。本稿ではこの時代の流れを詳細に追うことはしないが、その後の博物館法の検討に基本的骨格を提供した資料として、昭和7(1932)年6月に東京科学博物館で開催された第4回博物館大会で示された答申に注目したい。この答申は、大会に対して文部省が「博物館に関する法令制定に当り留意すべき事項如何」を諮問し、大会での検討を経て、文部大臣宛に返された答申である(注2)。

我が国の博物館は他の文化施設に比し、その発達極めて遅々たるものあるは、吾人の遺憾とする所なり。これが振興を図るため、時代の要求に鑑み、博物館令の制定に際しては特に左記事項に留意せられんことを望む。

- 一 博物館は学芸に関する資料を蒐集保管陳列及び研究をなし、一般の教養並に學術の研究に資するを以て目的とすべきこと。
- 二 博物館の目的を達成するに必要な事業を列記すること。例へば、
 - (イ) 参考資料の蒐集保管及び研究
 - (ロ) 参考資料の陳列及び展覧
 - (ハ) 公衆及び学校生徒等に対する教育的指導
 - (ニ) 篤志研究者の研究援助
 - (ホ) 図書の蒐集及び閲覧
 - (ヘ) 参考資料の印刷頒布
 - (ト) その他一般の教育並に學術の研究に必要な施設
- 三 北海道府県は博物館を設置すべきこと。
- 四 博物館令は文部省所管以外の他の博物館をも包括するやう立案すること。
- 五 博物館の設置及び運用に関し国費及び地方費を以てこれが補助をなすこと。
- 六 博物館職員の資格並に養成に関する規定を設けること。
- 七 博物館職員の待遇は他の教育職員に劣らざるよう規定すること。
- 八 博物館委員会(トラスター)の制度を設けること。
- 九 中央及び地方博物館の連絡及び統制に関する組織を規定すること。
- 十 博物館令に依らざるものは博物館と称することを得ざる規定を設けること。

この答申によって、博物館に関する法律の目的とその達成に必要な事業の内容が明確に示された意義は大きい。

留意すべき事項の中には、資料収集、保管、研究、展示、教育等、今の博物館法にも共通するものも多く含まれている。博物館の目的を掲げた短く簡潔な一文には、今に通じる博物館に求められる機能・役割の多くの要素が包含され、かつ博物館における研究機能の重要性もしっかり位置付けられており、今後の博物館定義を議論する上でも大いに参考になるものと言えよう。また、博物館職員の資格や養成に関する規定とともに、その待遇を教員と比し劣らないようにすべきこと、博物館制度の維持・発展のために委員会制度を作り、大規模な中央博物館と地方博物館の連携を確保するための規定、さらには法による博物館の名称独占の規定の必要性にも言及している。

この答申に書き込まれた法律に規定すべき内容は、今日の博物館法にも受け継がれ、現場の運営指針として反映されている事項も多くある一方で、掲げられながら実現されていないが故に、今後の法改正に向けて検討が必要な課題として残されているものも少なくない。

この答申がなされた後、文部省と日本博物館協会は連携して、昭和7年の答申をベースに検討を加えつつ、博物館令の制定に向けた動きは継続され、日博協は博物館令制定について陳情書の提出や具申を以ってその必要性を訴え続けた。しかしこの時期、日本は急速に軍事体制へと向かい、不安定化する社会情勢の下で博物館令の制定は滞り、その動きは戦後に引き継がれることとなった。

戦後の博物館法制定への動き

荒廃した厳しい社会状況の中で、日本博物館協会（日博協）は棚橋源太郎を中心に、終戦間もない時期から新たな時代における博物館振興への取組みを開始した。昭和20（1945）年3月で一時途絶えた「博物館研究」は、昭和21（1946）年2

月にガリ版刷りで復活し、その冒頭を「博物館令の制定へ」の一文が飾った。その一文の最後は「わが国博物館事業の刷新振興については聯合軍総司令本部でも深い理解を有つてゐるやうであるからその前途には多大な期待がかけられ得る。之の機においてわれらこの事業に携はるものは総力を結集して文部当局を支援し博物館令の一日も速く制定されるやう促進運動を展開しなければならない。」と結ばれている（注3）。

日博協は、同年7月に「博物館並類似施設に関する法律案並本邦博物館、動植物園及び水族館全体の施設方針調査研究のための委員会」を発足させ、幾度かにわたる協議を経て9月には「博物館及び類似施設に関する法律案要綱」とともに「本邦博物館、動物園、植物園及び水族館施設に関する方針案」を文部大臣に申達した（注4）。この要綱はその後の博物館法案作成の基礎となり、方針案は、国内に規模と種類別の博物館をどのように設置し、それぞれを連携させて振興を図るかという方向性が位置付けられている。

博物館及び類似施設に関する法律案要綱

一、動物園植物園水族館を、博物館類似施設とする。博物館及び類似施設は、学芸に関する資料を蒐集保管育成栽培して公衆の観覧使用に供し、国民の教養慰安、学校教育の補充及び学芸の研究に資することを以て目的とする。

二、国都道府縣市町村学校公共団体組合財団法人及び私人は、博物館及び類似施設を建設経営することが出来る。

都道府県立博物館及び類似施設は、地方長官、市町村立博物館及び類似施設は、市町村長がこれを管理する。

三、博物館及び類似施設を創立附設又は廃止せんとする場合は、文部大臣の許可を要す。

四、中央博物館、中央動植物園及び中央水族館は、

すべて国営とし、中央機関として文部行政の一部を擔任せしめる。

五、現存の官立博物館及び動植物園、水族館は、本法施行と同時に直ちに、文部省に移管して、その直営又は管理下に置く。

六、博物館及び類似施設は、分館（園）を設置することが出来る。

七、博物館及び類似施設は、その規模の大小に応じ、総長、館長、園長、事務官、相当数の学芸員、学芸員補、技師、技手、司書、書記、監視員等を置くことを要する。

八、館長、園長、学芸員、技師は、大学専門学校以上の学歴と、その方面に関し三年以上の実際の経験を有するものにより専任する。

九、博物館及び類似施設には、若干名の商議員及び学芸専門委員等を委嘱することが出来る。

十、博物館及び類似施設は、必要に応じて観覧料並に付属施設の使用料を徴収することが出来る。但しこの場合は監督官庁の許可を要す。

十一、本法の規定に依らないものは、これを博物館、動植物園、水族館と称することが出来ない。またその名称如何に拘はらず、博物館及類似施設と認むべきものは、すべて本法に依って律せられる。

十二、現に博物館及び類似施設に在職する者は、当分の間前項の資格なき者といえども、そのまま在職せしめることが出来る。又特別の技能を有し、且つその職に敵する者に在りては、別に設置する任用考查機関により専任することが出来る。

本邦博物館、動植物園及び水族館施設に関する方針案

一、中央博物館、中央動物園、中央植物園及び中央水族館は、国営の中央機関として、社会教育学芸研究及び慰安休養を目的とする全国同種施設の連絡、蒐集品及び動植物の交換、賣買、貸借等の媒介、従業員の養成、就職、雇用の斡旋、及び

経営上の諸問題に関する指導に当たらしめる。

二、中央科学博物館は、博物学博物館及び理工学博物館の二館とし、夫々東京及び大阪に設置する。

三、中央歴史博物館は、考古学、文化史及び国史の総合博物館とし、東京と京阪地方とに設置する。

四、中央美術博物館は、古美術博物館及び近代美術博物館の二館とし、工芸品は新旧により両館に分属せしめる。中央古美術博物館は東京又は奈良に、中央近代美術博物館は、東京に設置する。

五、中央動物園には、動物の蕃殖場、動物病院、動物標本館、研究室、図書館、講堂を附設し、東京に設置する。

六、中央植物園には、植物標本館、植物学研究所、園芸講習所、植物相談所、種苗園、図書館、講堂等を附設して東京に設置する。

七、中央水族館は特設の一館とし、水産研究所、魚類孵化場、図書館、講堂等を附設して東京に設置する。

八、地方博物館、地方動物園、地方水族館は、中小都市に建設し、主として当該地方民衆の知識及び趣味の向上、地方産業の発展、家庭の改善等に資することを目的とする。

九、中都市（第一項の中央機関所在地を除く）に建設する地方博物館は、科学博物館（博物学、理工学、産業）と歴史美術博物館（歴史、考古学、古美術、近代美術及び工芸）の二館とし、府県立又は市立とする。地方動物園、地方植物園、地方水族館は、府県又は市の管理下に設置する。

十、少都市に建設する地方博物館は、人文科学及び自然科学諸文科の総合博物館とし、府県立又は市立とする。尚土地の状況により小都市にも、公立の動物園、植物園、水族館を設置することが出来る。

十一、郷土博物館は各都市及び町村に建設し、学童、青年及び住民の愛郷精神の涵養、公民的教養の向上並に郷土の経済的発展に寄與することを目的とする。

都市の郷土博物館は、これを特設するか又は地方博物館に附設するを可とする。町村に郷土博物館設置の場合は、地方事務所所在地程度の都巴を撰び、町村立又は学校組合立とする。

十二、大学専門学校等に博物館、動物園、植物園、水族館を附設公開することは特に望ましく、又財団及び私人が博物館、動物園、植物園、水族館を建設経営することも、大いに歓迎推奨すべきである。

この要綱と方針は、当時の日本における博物館の整備状況を反映した上で、その設置に必要な機能と職員等の基準とともに、全国における博物館の規模と館種ごとの配置の在り方と、それぞれの博物館の役割を示している。まず注目すべきは、この要綱において、博物館全体の館種別の区分について、「動物園植物園水族館を、博物館類似施設とする。」と明記したことである。この博物館類似施設という語の使い方は、現行法下における、登録博物館、相当施設以外の博物館法の適用を受けない施設を指す呼称、という意味合いとは全く正反対で、機能の違いはあるが、社会的役割としては博物館と同様な機能を有しており博物館と同様に位置付けるべき施設であることを示すために用いられている点には特に留意する必要がある。その後の議論においても、動物園・水族館・植物園について博物館全体を括る法律の中でどのように位置付けるかは、重要な論点となっているが、最終的にはいずれも博物館として扱うという整理がなされ今日に至っている。その一方で、今後の制度の在り方検討においては、動物園・水族館・植物園のみならず、博物館の館種別特性を踏まえて、全体を包括的に規定する博物館法がどのように館種ごとの特色を踏まえつつ、それぞれの振興が図れるかの検討が重要であることを示唆していると思われる。

ともあれ、全国に数百しか博物館がなかった当

時と較べれば、全国に5千を超える多様な博物館が存在する現在における議論は自ずとその前提は異なるものの、現在検討されている一定地域のハブ的機能を果たす博物館の在り方と、中小規模の博物館の支援や質的向上を図るためのネットワーク構築のための議論を進めていく上で、参考とすべき考え方が多く示されていると思われる。

特に、紹介した方針に示された国立の中央博物館と、地域ごとの公立の地方博物館規模の博物館の基本機能と館種、規模、地域ごとの配置等についての機能役割の分担は、個々の博物館の事業充実を図ることで日本全体の博物館の振興を図る仕組みを構築していく上で、今後の検討にも大いに参考になると思われる。

こうした法案作成の基礎的資料の整備が進んだ戦後間もなくから昭和25(1950)年にかけての5年間は、翌26(1951)年に制定される博物館法の行方に大きな影響を与える出来事が続いた時期でもあった。本稿で触れる余地はないが、昭和22(1947)年に教育基本法、昭和24(1949)年に社会教育法、そして昭和25(1950)年に図書館法と社会教育関係法が次々と公布され、結果的には博物館法が最後まで残される形となったことは、博物館法の内容に大きな影響を与えることとなったと思われる。

さらに、前述した博物館と動物園・水族館・植物園の取扱いについても継続的な検討が行われたが、最も大きな影響を与えたのは、昭和25年5月30日に交付された文化財保護法の存在である。ここでは同法成立経緯の詳細には触れないが、問題は、この法律により国立博物館を文化財保護委員会の附属機関として位置付けるとする点であり、棚橋をはじめ博物館関係者はこの方針に強く反発した。25年1月には、日本博物館協会会長の徳川宗敬と関東地方博物館動植物園関係者大会

代表者の関靖は、国立博物館を文化財保護委員会の附属機関とすることに反対の陳情書を提出した。当時の流れを振り返ると、博物館関係者としては文化財保護法の精神にも制定にも賛成ではあるが、博物館全体の中核的な役割を担う国立博物館は、単に文化財保管の施設ではなく博物館として総合的かつ重要な役割を担っており、委員会の附属機関に位置付けることは、日本全体の博物館の発展に極めて重大な支障となる。というのが主な反対理由であった。これに対し、文化財保護法の成立は文部省としても成立させなければならない最重要案件で、確実な予算措置を講じる必要があるが、国立博物館を附属機関とする理由の一端は、大蔵省との折衝における予算基盤の整備上の問題が一因であったと考えられるが、そのことは棚橋の後の回顧談からも窺える。棚橋は当時の文部省とのやり取りを「今、この文化財保護法は何としても議会を通したい。それには相当の予算の裏付けがなければ通らぬ。大蔵省に数千万円予算を出せといったって、とても出来やせん。それには建物から人員から、国立博物館を附属にするほかはない。君らという博物館法をおつくりになれば、その時にはきっと国立博物館をもとへ戻して、うんと助太刀しますから、今度はどうか一時見のがしてくれんか、黙認してくれんか」と言われたと述べている。(注5)

昭和25年2月には、国立博物館の高橋誠一郎館長が参議院文部委員会長に「今般立法の文化財保護法で国立博物館及び美術研究所を文化財保護委員会の附属機関とすることは現状においては異論がない。但し、将来理想的な国立博物館法(仮称)が設けられるときに、さらに其の属非について審議決定したい」という公文書を発出している。

こうした思惑のある中で、文化財保護法は成立交付され、博物館関係者の切なる要望は叶えられなかったが、博物館法が成立した暁には再度見直

しが行われ、国立博物館は博物館法の体系に戻されて、博物館全体の再編成が為されることに希望を繋いだのであった。しかし、その後の流れは周知のとおり、現在においても、博物館法上の国立博物館の位置付けについての抜本的な整理は行われていない。この国立博物館の法的位置付けは、今後の法改正に向けた検討においても重要な論点であり、最も象徴的な「古くて新しい課題」の一つと言えよう。

文化財保護法の成立を受け博物館界は、博物館法の早期成立を促す運動を強く進め、昭和25(1950)年の8月、北海道網走市で開催された全国観覧教育講習協議会において、全国から集まった博物館、動植物園、公民館、図書館、学校及び教育委員会等の関係者で構成される同協議会の会員一同は、博物館動物園等に関する法律の速やかな制定を要望する決議を行ない文部大臣に陳情書を提出した(注6)。この陳情書に添えられた「博物館法の制定を急務とする理由」を見ると、今日の博物館を取り巻く環境や課題にも通じる記述が多く見られる。

博物館法の制定を急務とする理由

博物館動植物園等の施設が教育上欠く可ざるものであることは、教育基本法の中に、国及び地方公共団体は図書館公民館とともに、博物館等の設置によって教育目的の実現に努めなければならぬといっていることから明らかである。

社会教育法には、図書館及び博物館は社会教育の機関であるとし、これらに関して必要な事項は別に法律を以て定めると明記している。

既に公民館については社会教育法がこれを規定し、図書館については図書館法が施行され、また文化財の保護及び利用については文化財保護法が制定施行されたが、博物館及び同種施設に関する法律の

みは未だその制定をみず、これら一連の文化的立法のうちひとりとのこされた形である。

かくして博物館法の制定は、すでに豫定されたところであるが、今日とくにこれを急がなければならぬ理由は次のとおりである。

博物館事業は、欧米の文化諸国においては早くからすこぶる重要視され、その規模、内容、及び普及の状況はとうていわが国の比ではなく、これら諸国民の教養及と文化とが高度に達しているのは、これに基づくところが少なくない。

わが国の博物館事業は、明治以降欧米先進国の範にならつたものであるが、その発達普及は遅々として進まず、学校、図書館等の施設に比していちじるしい立ちおくれを示している。

博物館についてみれば、小規模な宝物館の類まで含めて全国でわずかに170余館、それも大部分は規模内容ともに至って貧弱なものにすぎない。米国有2,500余館を有し、英・仏・独国などいずれも人口3万ないし5、6万に1館の割合に設置している盛況に対し、わが国では人口およそ47万に1館という情なさである。

博物館事業のかかる不振には、種々の原因が考えられようが、そのもつとも基本的な一つは、従来これに関する法令がなかつたことである。この欠陥の故に、大要次の如き事態を来たしている。

1. 博物館事業に対する認識の不足

博物館及び同種施設が文化発達の上に果たす役割、これが学術研究、学校及び社会教育上もつとも効果に富む機関であることについて、一般に正しい認識がもたれていない。

したがってまた、立法、行政の当事者、はなはだしきに至つては教育関係の間においてすら、無理解、無関心のものがきわめて多い有様である。

2. 博物館行政の空白

法規のないところに行政の及ばぬは当然で、これまでの教育並びに一般文化行政の上で、博物館及び同種施設はほとんど拾児同様に見放され、政府及び地方公共団体とも、その発達普及及び利用について、何らの奨励、助長、保護、または監督の手段を講ずるところがなかつた。

3. 博物館及び同種施設の無秩序

国立、地方公共団体立、及び私立の博物館動植物園等は、既設のもの、建設計画中のもの、すべてが一定のよりどころがないために、全体として無秩序無統制の状態にある。個々の特殊な事情や思いつきによる自然発生のままに放置されていて、国全体としての体系的な計画がなく、互いに相補う横の連絡もない。

したがって無駄や不経済が行われる一面、その本来の使命を十分に発揮することのできない現状にある。

4. 国立博物館の無計画

国立博物館の設置運営は、全国博物館事業の中樞をなすもつとも大切なもので、これを模範とし、またその援助を受けて、地方博物館の発達が期待されるものであるが、わが国博物館事業の発祥以来、未だそれに関する確固たる方針が立てられていない。わが国博物館事業の不振は、実にこゝに由来するところが多いのである。

現在の国立博物館は、たまたま皇室博物館が政府に移管されたために存在するものであり、国立科学博物館もまた、教育博物館の拡充という特殊な沿革により、単独に発生したもので、全般的な国立博物館計画に基づいたものではない。首都及び京阪地方に設置すべき、その他の国立博物館についても、今日なお無方針のまま、何等の計画も立てられていないのである。

5. 地方公共団体の困惑

教育基本法や社会教育法によつて博物館及び同種施設の重要さが示された結果、地方公共団体のうちでも教育や文化行政に熱心なところでは、博物館等

施設建設の意欲が最近とみに昂まり、財政困難の時代にもかかわらず、相当の予算をもつてその実現を計画するものが続出するに至った。

しかるにその立案にあたり、これらの方向、基準等についてよりどころをなすべきものがなく、また当時にこの方面の知識経験に富むものが乏しいために、その方途に迷い、しばしば不適當な計画がそれと心づかず実施されつつある状態である。かくのごときは一刻も放置してはならぬ問題である。

6. 私立博物館の窮状

公益法人または篤志の私人などが設置する私立博物館等では、博物館事業が公共的教育機関としての使命をもち、また決して収支償うものでないにもかかわらず、これが法律上の根拠によつて認められていないために、一般の営利的または趣味的施設と区別されず、何らの助成奨励を受けぬばかりでなく、課税の減免などについても、地方によって取扱いが個々である実情で、それらの多くは経営に困難をきわめている。

とくに終戦後は、多くの財源を失い、他に収入の途がないために、経営に必要な最低限度の人件費さえ賄うことができず、すぐれた蒐集品をもちながら維持不能におちいり、閉館のやむなきに至ろうとするものも稀ではない。せつかく存在しているこれらの立派な施設が、わずかの経費のためにこのような窮状におちいつているのを、何らかの対策を講ずることもなく見放しにすることは、文化の上の大きな損失といわなければならない。

法律がないために生じている博物館事業の困難と不都合とは、ほぼ以上のごときものである。

なおまた、今日博物館及び同種施設の整備充実を急務とすることについては、これが社会教育の機関として重要であるということのほかにも、次のごとき理由がある。

1. 学校教育上の必要

近時新教育法実施の結果、学校教育においても、とくに実物実験の教育が重視され、そのために博物館や動植物園利用の必要が痛感されている。

2. 観光資源としての重要性

国際観光事業が重要国策の一となされている今日、博物館や美術館は、観光客の興味と関心をつつめ、日本文化を正しく、また容易に紹介する上にもつとも有効な観光資源の一種として、重要な任務を負わされている。

以上に記した理由によつて、速やかに適當な博物館法を制定し、これまで不振をきわめた博物館事業に関する種々の障害を除き、積極的にこれを助長奨励する策を立てて、その事業の画期的な発展を期することが切に要請されるのである。

ここに示された博物館法制定を急ぐべき理由を読み返してみると、博物館が学校・社会教育に果たせる役割についての一般社会の認識の浅さ、博物館法が無いが故の博物館振興行政の未整備や、法的拠り所がなく博物館全体が無秩序無統制でそれぞれの使命を発揮できていない、地方公共団体に博物館建設の意欲が増しつつあるもその方向性や基準がない、私立についても法的な根拠がなく営利的・趣味的事業との区別がされず、戦後の財政的困窮の中で文化財の流失を招くなど文化的な損失を被っている、といった課題は、多分に現在の状況と重なる点も見出せる。また、4番目の理由として挙げられた「国立博物館の無計画」は、後に紹介するこの時点での法案で最も重要な課題として位置付けられている。

終わりに； 棚橋源太郎と博物関係者の想いが 込められた博物館法案

これまで、博物館法制定に向かう日本の博物

館関係者の動きを概観してきた。昭和 26 (1951) 年 12 月に成立した博物館法は、国立博物館の扱い等を含め、制定に向け努力してきた棚橋はじめ関係者にとっては残念な部分も残しながらも実現をみた。成立した法案作成に向けた最終的な調整は主として昭和 26 年に行われたが、成立のほぼ 1 年前の昭和 25 (1950) 年 11 月 22 日に示された「博物館動物園及び植物園法草案」は、文部省との調整は重ねてなされてきた結果であるものの、博物館法成立を目指した棚橋源太郎の永年の想いが反映された姿を留めた法案として位置付けることができる。この法案は出された直後に修正がなされているが、ここでは修正前の案を本稿の最後に参考資料として紹介しておきたい。そこには、法が成立すれば再び本来の在るべき形に戻るであろうという思いが込められた、国立博物館の位置付けやその役割も規定されている。

棚橋は、博物館法成立からちょうど 10 年後の昭和 36 (1961) 年 4 月 3 日に急逝し、93 歳の生涯を閉じた。博物館法制定を契機に日本博物館協会常務理事を退き顧問となった棚橋は、昭和 28 (1953 年) に立教大学に初めて学芸員養成課程が設置されると、84 歳にして教壇に立ち、逝去前年の昭和 35 (1960) 年まで学生に博物館学を講義した。自らの半生を費やして情熱を傾けた博物館法の成立を、当時の棚橋はどのような気持ちで受け止めていたのだろうか。

逝去する直前の 1 月 18 日、棚橋は立教大学退官を受けて同大学教授の宮本馨太郎と対談し、自らの人生を語っているが (注 7)、そこには、公布から 10 年を経た博物館法についての棚橋の胸中を窺い知ることのできる発言が残されている。

その中から、今後新たな博物館法改正に向けた議論に際し、念頭に置いておきたいことを幾つか書き留め、「古くて新たらしい課題」を棚橋の志

として受け止め、今後の検討に望むこととしたい。

- ・「公民館などと同じように、地方の教育委員会の所管する公私立の博物館だけやれば良いといったような具合で、だんだん規模の狭いものとなり、わけのわからんものになってしまった。」
- ・(宮本)「国立の博物館をのぞき、地方の公私立の博物館を対象とするような規模の小さな博物館法になったわけですね。」
- ・「それでもないよりはいい、というので、私はがまんしたんです。」
- ・「国立博物館を含めた博物館法にかえなくちゃいけない」という答申をしておりました。」
- ・「私は文部大臣の下に名前はなんでもいいかが一局つくって、そこで美術・科学・歴史・考古学をはじめ、自然園・植物園・動物園・水族館など一切のものを所管しなければいけない。これらの博物館は社会教育ばかりの機関ではない。博物館は大学の補助機関として学術的にも大きな使命を持っている。今では博物館の使命は、社会教育局の所管になっているものですから、だんだん蔭が薄くなっている。ことに社会教育法の九条に図書館及び博物館は社会教育の機関とするという一カ条があるんで、文部省の法律では博物館というのは社会教育の機関になっている。そんな馬鹿な話はないはずですよ。」
- ・(宮本)「最近のわが国では社会教育の面だけが博物館の使命のように大きく取りあげられてしまって、博物館の果たす学術・文化の資料の収集・保存・調査・研究という面が無視されるような傾向がありますね。」
- ・「それだから国立博物館が博物館相当施設となっている。おかしいわ。国立博物館の使命は社会教育だけじゃあないですからね。学術研究にも学校教育にも……。」

参考資料（注8）

博物館、動物園及び植物園法草案（昭和25年11月22日）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、博物館、動物園及び植物園の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて学術、文化の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、科学、芸術、民俗、産業等に関する資料のうち、「動物園」とは、動物及びこれに関する資料のうち、「植物園」とは、植物及びこれに関する資料のうち、それぞれ教育及び学芸上価値あるものを、収集、保管、飼育、または植栽して、教育環境の下に一般公衆の利用に供し、その文化的教養の向上、レクリエーション及び学術の調査研究等に資することを目的とする施設で、国、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人若しくは宗教法人が設置するもの（学校に附属するもの及び文部省以外の国の行政機関の所管するものを除く）をいう。

第3条 前条の博物館、動物園及び植物園（以下「博物館等」という。）のうち、国の設置するものを国立博物館等と、地方公共団体の設置するものを公立博物館等と、民法第34条の法人又は宗教法人の設置するものを私立博物館等と

いう。

第4条 この法律において博物館には、博物館と称するもののほか、美術館（単なる美術に関する展覧会場を除く）及び社寺の宝物館等を、動物園を称するもののほか、水族館等を、植物園には植物園と称するもののほか、薬草園等を含むものとする。

（分館、分園、研究施設及び図書施設）

第5条 博物館等には、必要に応じ分館又は分園を設置し、研究施設及び図書施設を付属することができる。

（博物館等の事業）

第6条 博物館等は、その種類に応じてそれぞれおおむね次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 一般公衆の要望にそい、歴史、科学、芸術、民俗、産業等に関する資料、動物及びこれに関する資料並びに植物及びこれに関する資料（以下「博物館等資料」という。）の収集については写真、フィルム、レコード、標本、模型等にも十分留意して豊富にこれを収集し、整理して、利用すること。
2. 博物館等の所在地以外の地に博物館資料等を移動してこれを一般公衆の利用に供すること。
3. 博物館資料のうち、文化財保護法（昭和25年法律第 号）の適用を受ける文化財については、特にその保管を十分にすること。
4. 博物館資料に関し、専門的学術的な調査研究を行うこと。
5. 博物館等資料の利用者に対し、必要な説明、助言指導等を行って、その利用を便にすること。
6. 博物館等資料に関して、専門的な調査研究を希望する者に対しては、研究施設を利用させ、その他必要な助言を与える等、その研究を助力すること。
7. 博物館等資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の諸集会を主催し及びその奨励を行うこと。
8. 案内書、解説書、目録、年報等を発行し、更に調査研究の報告書等を作成頒布すること。
9. 学校、公民館、図書館等教育、学術及び文化に関する諸施設と協力し、調査研究に関する協力、博物館等資料の貸借及び巡回等を行うこと。

（学芸員）

第7条 博物館等に置かれる専門的職員を学芸員と称する。

2. 学芸員は、博物館等の種類に応じ、それぞれの博物館等資料に関する専門的技術的な指導助言及び調査研究を行うものとする。

（学芸員の資格）

第8条 大学を卒業した者で、大学に在学中博物館等の種類毎に文部省令で定める必要な学科を終了した者及び文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めた者で、第9条の規定による学芸員の講習を終了した者は、学芸員となる資格を有する。

（学芸員の講習）

第9条 学芸員の講習は、教育学部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う。

2. 学芸員の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

(指導、助言)

第10条 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び私立博物館等に対し、その求めに応じて、博物館等の設置及び運営に関して、専門的及び技術的な指導又は助言を与えることができる。

(博物館の相互の協力)

第11条 博物館等は、その事業を促進するために、相互に緊密な連絡、協力をし、刊行物の交換、情報の交換、博物館等資料の相互貸借等を行うように努めなければならない。

(輸送料の特別取扱)

第12条 博物館等資料の輸送に要する料金については、特別の取扱を受けることができるものとする。

第2章 国立博物館等

(国立美術博物館)

第13条 国立美術館は、古美術に関する資料を国の内外にわたって広く収集し、保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行う。

2. 国立美術博物館は、東京都に置く。

3. 国立美術博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立奈良美術博物館)

第14条 国立奈良美術博物館は、おおむね、奈良地方を中心として古美術に関する資料を収集し、保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行う。

2. 国立奈良美術博物館は、奈良市に置く。

3. 国立奈良美術博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立近代美術館)

第15条 国立近代美術館は、近代美術に関する資料を国の内外にわたって広く収集し、保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行う。

2. 国立近代美術館は、東京都に置く。

3. 国立近代美術館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立科学博物館)

第16条 国立科学博物館は、自然科学及びその応用に関する資料を収集し保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

2. 国立科学博物館は、東京都に置く。

3. 国立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立自然教育園)

第17条 国立自然教育園は、動物、植物及びこれらの自然状態を保護保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

2. 国立自然教育園は、東京都に置く。

3. 国立自然教育園の内部組織は、文部省令で定める。

第18条 国立博物館等は、第6条各号にかかげるもののほか、おおむね次の事業を行うものとする。

1. 公立及び私立博物館等に対し、総合的な博物館等の事業を促進するために、必要な指導、連絡を行うとともに、これらに対し必要な報告の提出を求めること。

2. 博物館等資料に関する調査研究について、諸学会と密接な連絡協力をすること。

3. 博物館等に勤務する職員に対し、必要な研修を行うこと。

4. 文部省以外の国の行政機関の所管する博物館等と必要な連絡、協力をすること。

5. 博物館等の事業に関し、国際的な連絡、活動を行うこと。

第3章 公立及び私立博物館

(公立博物館等の所管)

第19条 公立博物館等は、当該公立博物館等を設置する地方公共団体に設置された教育委員会が管理する。

(図書館法の規定の準用)

第20条 公立博物館等の設置に関しては、図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定を、公立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第11条及び第12条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第24条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は都道府県の教育委員会との関係に関しては、同法第25条から第27条までの規定をそれぞれ準用する。

(公立博物館等の職員)

第 21 条 公立博物館等に、館長又は園長並びに当該博物館等を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員及びその他必要な事業、事務又は技術に従事する職員を置く。

2. 前項の職員は、当該博物館等を所管する教育委員会が任免する。

(博物館等協議会)

第 22 条 公立博物館等に博物館等協議会を置くことができる。

2. 博物館等協議会は、博物館等の運営に関し館長又は園長の諮問に応じるとともに、博物館等の行う諸事業につき、館長に対して意見を述べることができる。

3. 博物館等協議会の設置その他に関しては、図書館法第 16 条の規定を準用する。

第 23 条 博物館等協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

1. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に設置された大学又は研究施設の職員で、当該博物館の博物館等資料に関し学識を有する者。

2. 当該博物館等を設置する区域内に設置された大学以外の学校の代表者。

3. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）が、選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者。

4. 社会教育委員

5. 公民館の職員及び運営審議会の委員

6. 図書館の職員及び協議会の委員

7. 学識経験のある者

(入館料等)

第 24 条 公立博物館等は、できる限り無料で公開することが望ましい。但し当該博物館等の維持運営のために止むを得ない事情のある場合は、必要な入館料又は入園料等を徴収することができる。

2. 私立博物館等は、必要な入館料又は入園料を徴収することができる。

(公開の日数)

第 25 条 公立及び私立博物館等は、年を通じ、博物館にあつては〇日以上、動物園にあつては〇日以上、植物園にあつては〇日以上公開しなければならない。

(公立博物館等の基準)

第 26 条 公立博物館等の設置及び運営上望ましい基準を、文部省令で定める。

(公立博物館等に対する補助その他の援助)

第 27 条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に関する費用について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

第 28 条 前条の規定による補助金の交付は、博物館等を設置する地方公共団体の各年度における博物館等の設置及び運営に要する経費の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2. 前条の規定による補助金の交付に関しては、図書館法第 22 条第 2 項及び第 23 条の規定を準用する。

(博物館等同種施設)

第 29 条 博物館と同種の施設については第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。

参考文献

- 宮崎 惇. 1992. 棚橋源太郎－博物館にかけた生涯－. 262pp. 岐阜県博物館友の会, 関.
- 椎名仙卓・青柳邦忠. 2014. 博物館学年表－法令を中心に－. 250pp. 雄山閣, 東京.
- . 1988. 日本博物館発達史. 366pp. 雄山閣, 東京.

注釈

- 注1 棚橋源太郎・宮本馨太郎. 1962. 博物館事業に捧げた五十年. 「棚橋先生の生涯と博物館」, pp. 98 - 99. 六人社, 東京.
- 注2 日本博物館協会. 1932. 第四回全国博物館大會議事録. 博物館研究, 5 (7) : 2 - 5.
- 注3 ——. 1946. 博物館令の制定へ. 博物館研究, 18 (1) : 1.
- 注4 ——. 1946. 博物館並類似施設に関する法律案要綱. 本邦博物館, 動物園及び水族館

施設に関する方針案. 博物館研究, 復興1 (1) : 4 - 5.

- 注5 棚橋源太郎・宮本馨太郎. 1962. 棚橋先生の生涯と博物館. 129pp. 六人社, 東京.
- 注6 日本博物館協会. 1950. 博物館動物園法について. 會報, 10 : 1 - 4
- . 1951. 博物館法促進の経緯. 博物館法案の内容について. 會報, 11 : 1 - 4
- . 1965. 陳情書. 「昭和39年度 わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 大正・昭和編」, pp. 147 - 150. 日本博物館協会, 東京.
- 注7 棚橋源太郎・宮本馨太郎. 1962. 棚橋先生の生涯と博物館. 129pp. 六人社, 東京.
- 注8 日本博物館協会. 1965. 博物館, 動物園及び植物園法草案 (25. 11. 22). 「昭和39年度 わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 大正・昭和編」, pp. 150 - 155. 日本博物館協会, 東京.

デジタルアーカイブの体系的な整理, 構築, 公開と博物館法

奈良文化財研究所埋蔵文化財センター

浜田 拓志

博物館の日常的な営み デジタルアーカイブ化

『デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン』は、デジタルアーカイブを次のように定義している。

ここでは様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする。

博物館はアーカイブ機関（記録機関）のひとつである。すなわち「社会・文化・学術情報資源である資料・作品等のコンテンツを収集し、その資源を整理（組織化）し、保存し、提供する機能を持つ機関・団体等」のひとつである（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会，2017）。

博物館が収蔵する博物館資料や図書資料について、いったん手書きのメタデータ（基礎データ、目録データ、書誌データ等）を作成し、そのうちパソコンで表計算ソフトやデータベース専用のソフトを用いて入力することがある。手書きの部分を省略して直接キーボードから入力するという場合もあるだろう。いずれにせよ、このようなプロセスによってアナログな資料にはデジタルなメタデータが付与される。またデジタルカメラやス

キャナーは、博物館資料や図書資料の姿をデジタル化することができる。博物館資料等のデジタルアーカイブ化は、各館の進捗状況に違いこそあれ、きわめて基礎的で日常的な営みとなっている。それは地味で根気のいる膨大な作業でもある。

しかし現行の博物館法には、デジタルアーカイブの整理、構築、公開についての記載はない。

博物館が所蔵する資料を常設展・企画展の出品目録や図録、所蔵品目録といった印刷物で紹介・発信するという事は博物館草創期から行われてきた。博物館法には「博物館の事業」11項目のひとつとして「博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること」という項がある（博物館法 第三条六）。ここで作成や頒布の前提となっている目録、図録、報告書等はいずれもアナログな紙媒体であり、それらのデジタルアーカイブ化（電子メディアに記録し直すこと）については触れられていないのである。「博物館の事業」の残りの10項目についても同様である。

対話と連携の博物館,

望ましい規準, 行動規範による素描

これに対し、『対話と連携の博物館』（日本博物館協会，2001）はデジタルアーカイブについて直接言及はしていないものの、「インターネットの双方向交流」、「情報をすべての人に利用可能にする」、「博物館のIT革命を推進する」等の新たな

理想を掲げることにより、デジタルアーカイブの可能性と博物館の新たな使命を素描している。

対話

1. 博物館は博物館活動の全行程を通じて対話する。— 収集保管・調査研究から新展示・慰楽まで—
2. 博物館は利用者、潜在利用者の全ての人々と対話する。— 面談からインターネットの双方向交流まで—
3. 博物館は年齢、性別、学歴、国籍の違いと、障害の有無を超えて対話する。— 施設・情報をすべての人に利用可能にする—
4. 博物館は時間と空間を超えて対話する。— 博物館のIT革命を推進する—

連携

1. 博物館は規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携する。— 相互理解が連携の道を拓く—
2. 博物館は学校、大学、研究所等と連携する。— 博物館活動の科学的基盤を整備する—
3. 博物館は家庭、行政、民間団体、企業等、地域社会と連携する。— 市民参画が新しい地域文化を創造する—
4. 博物館はアジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係諸機関と連携する。— 地域連携から国際連携—

デジタル化された個々のデータは整理され、アーカイブとして構築されて、まずは保存されることになるが、著作権者の権利問題等を解決できればインターネットを通じたアクセスによりすべての人の利用が可能となる。デジタル情報技術の飛躍的な発展は、さまざまな障壁や格差や距離を乗り越えて、博物館が収蔵する知的財産をオープンなカタチで、そして平等に人々にシェアすることを可能とするのである。

では2011年の「博物館の設置及び運営上の望

ましい基準」はどうか。同基準は「博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする」（第五条5、資料の収集、保管、展示等）と記している。ここでいう「情報」は、アナログな情報だけではなく、デジタル画像やデジタル化されたメタデータをも含むと読める。「情報の提供等」について記した第九条では、インターネット等の積極的活用が推奨されているが、その際にもデジタルアーカイブの整理・活用が前提となっていると考えて良いだろう。

（情報の提供等）

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

『博物館の原則 博物館関係者の行動規範』（日本博物館協会、2012）における「行動規範7. 展示・教育普及」では、「博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。」とし、さらに「様々な機会」を以下のように説明している。

様々な機会

展示や教育普及の活動のほかに、様々な機会を捉え

て資料や情報を共有することで博物館の公益性は高まる。情報技術の進展で、博物館の情報発信の方法は格段に発展した。特にインターネットによる情報の発信、共有の役割が大きくなっている。従来の紙媒体や放送媒体を含め、様々な手段を組み合わせることが求められる。

以上のように見てくると、博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理については、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（2011）が言及し、博物館資料のデジタルアーカイブの公開については、『対話と連携の博物館』（2001）を踏まえた『博物館の原則 博物館関係者の行動規範』（2012）が進むべき道を示していると言っている。

このように各博物館の現場で地道に取り組がなされ、望ましい規準や行動規範のなかで一定の方向性が示されていた博物館資料等のデジタルアーカイブ化による公開は、2017年以降、より具体的な施策や指針のなかに位置付けられていく。

2017年以降の具体的な施策や指針

『我が国におけるデジタルアーカイブの推進の方向性』（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会、2017）は、デジタルアーカイブの収集、整理、構築、公開が、現在の博物館法に盛り込まれていないことを指摘した。

（1）アーカイブの構築と連携について

① デジタルアーカイブ構築と連携のための体制について（推進するための仕組みづくり）

我が国において、アーカイブ機関がデジタルアーカイブの構築及び連携・共有を進めるに当たって、制度的裏付けが十分でないという指摘がある。具体的には、博物館法や図書館法において、電子形態の資料を収集し保存し利用に供することまでは読み取れる

が、アナログ形態のものをデジタル化して記録・保存し、それを広く公開することまでは本来的な業務として読み取れるようにはなっていないため、組織的対応がしづらいのではないかと指摘である。特に、博物館法においては、図書館法にはある保有する収蔵品・資料のメタデータ整備についての業務も規定がない。

このため、現在は、デジタルアーカイブの業務はアーカイブ機関にとっては、基本的業務ではなく、付加的業務という位置付けにすぎない。アーカイブ機関がメタデータを整備しデジタルアーカイブを積極的に推進することや、組織・機関が「つなぎ役」を引き受けることに対して、インセンティブを生み出す仕組みの構築が早急に求められる。各機関が積極的に取り組めるよう、博物館法や図書館法等の見直しの検討も含め、評価の仕組みの導入、評価に応じた支援や表彰など、意識の向上につながる仕組みが必要である。

また同年に出された文化芸術基本法（2017）は、「情報通信技術を活用した（中略）作品等の記録及び公開」を明記するとともに、それへの支援と施策の実施を謳っている。

第二十九条

国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用を推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

次に、これも同年に出された『美術館の原則と美術館関係者の行動指針』（全国美術館会議、2017）を見てみよう。そこでは、展示・教育普及、発信と連携という2つの行動指針に関してデジタルアーカイブの構築と公開の必要性が強調されている。

行動指針 8：

展示・教育普及

美術館に携わる者は、美術館が蓄積した作品・資料や情報を社会に共有の財産として、展示や教育普及など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い新たな価値の創造に努める。

[前略]

作品・資料の公開は、インターネットに象徴される通信・ネットワーク環境の変化と技術革新、それらに伴う社会的なニーズの変化にも対応しつつ、専門家・一般利用者がアクセス可能なシステムを構築していくことも目標となる。美術館に携わる者は、館の存在・活動を周知させ美術館利用を促すうえで、普及という視点からも時代の要請に応える必要がある。

行動指針 10：

発信と連携

美術館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して美術館の総合力を高める。

[前略]

グローバル化の進行や通信・ネットワーク環境の変化も踏まえ、多言語化対応も含めて、デジタル技術による作品・資料の情報公開を推進し、国境・言語の垣根を越えた発信・連携をますます高めていく必要がある。

現在国の分野横断統合ポータル ジャパンサーチが活動の根拠としているのは知的財産戦略本部が2018年に策定した知的財産戦略ビジョン及び毎年策定する知的財産戦略計画であり、そこには国が博物館・美術館をはじめとするアーカイブ機関のデジタルアーカイブ構築を推進する方針が示されている。2020年に出された3か年総括報告

書はこう述べている（デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会、2020）。

我が国におけるデジタルアーカイブの構築・共有と活用の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的な利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。そして、この取組では、デジタルアーカイブの構築・共有と活用のサイクルを持続的なものとするにより、教育、学術・研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネス等の様々な用途での利活用を促し、その便益を広く国民のものとしていくことで、我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要である。

このような諸方針と現代社会の動向の中にあつて、博物館法だけアップデートされていないという現状は好ましくないだろう。博物館資料等のデジタルアーカイブの体系的な整理、構築、長期保存、公開（活用）を博物館の使命・機能として新たな博物館法に記載する必要がある。

博物館資料、図書資料等のデジタルアーカイブ化と公開には膨大な労力と時間を要する（注1）。わが国の博物館職員の絶対的不足と非正規雇用職員の増大（佐久間、2017）を考えると、事業に係るマンパワー的、財政的、技術的な支援策の見取り図も必要である。これについては関係者が英知を集めて、デジタル化を推進する国の施策に反映されることを期待したい。

注釈

注1 収蔵品図録に掲載されうるような博物館資料、そして図書資料のどちらにも属さない貴重な「アーカイブズ資料」も多くの博物館に収蔵されている。書簡、日記、写真資料、印刷物、音声データ、映像資料、手稿、スクラップブックなどがそれにあたり、数

量的には膨大で、デジタルアーカイブ化以前の整理（階層化）にすら着手されていないことも多い。これらは個人情報をはじめとするセンシティブな情報を含んでいる場合も多いので、整理の上公開するとしても、著作権や肖像権等をクリアする必要があるし、また公開範囲や利用条件を設定する場合もある（全国美術館会議，2020）。とはいえ全国美術館会議情報・資料研究部会の報告書（2020）が推奨しているように、将来的に外部からのアクセスを（部分的ではあっても）可能にする、資料の存在を検索可能な状態にするといった公開・活用の方針をもつことが重要であろう。全国美術館会議の行動指針7にもその旨記されている。「調査研究の基盤の一つをなす、作品・作家に関する図書、アーカイブ資料等を積極的に収集、整理、蓄積、保存し、公開して広く美術への関心、研究に応える必要も極めて大きい。また、これ自体も研究活動として重要である」（全国美術館会議，2017）

引用文献

佐久間大輔．2017．博物館総合調査から見た直営館と自治体出資法人指定管理館の現状と課題－運営の継続に向けた課題を中心に－．「日本の博物館のこれから『対話と連携』の深化と多様化する博物館運営」（山西良平・佐久間大輔編），pp. 59－65．大阪市立自然史博物館，大阪．

全国美術館会議．2017．美術館の原則と美術館関係者の行動指針．80pp．全国美術館会議，東京．
—．2020．平成30年度全国美術館会議 第33回学芸員研修会報告書「美術館のアーカイブズ資料の可視化とさらなる活用に向けて」．76pp．全国美術館会議，東京．
日本博物館協会．2001．「対話と連携」の博物館－理解への対話・行動への連携－．日本博物館協会，東京．
—．2012．博物館の原則 博物館関係者の行動規範．30pp．日本博物館協会，東京．

ウェブ公開資料（いずれも2021.2参照）

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会．2020．3か年総括報告書 我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて．
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/r0208_3kanen_houkoku_honbun.pdf
デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会．2017．我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性．
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/houkokusho.pdf
デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会．2017．デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン．
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf

持続可能な博物館経営の実現に向けて —PDCA サイクルをめぐる現状と課題—

大阪市博物館機構

高井 健 司

1. はじめに

PDCA サイクルは、製造工程において、計画 (Plan)、実行 (Do)、測定・評価 (Check)、対策・改善 (Action) のプロセスを循環させることで、不具合や品質改善を図ることを目的に考案されたモデルで、今日、業務改善やマネジメントの品質を高めるための手法として幅広い分野で導入されている (稲田, 2016)。博物館界においても、後述の通り 2000 年以降、独自の理念や評価 (C)、中長期を含めた計画 (P)、改善 (A) など PDCA の各要素と、それらをサイクルとして循環させることの必要性が説かれ、博物館の原則の一つにも規定された (日本博物館協会, 2012)。また、国においても、博物館法の改正 (2008 年) や博物館の設置及び運営上の望ましい基準 (文部科学省, 2003, 2011) など関係規定の整備を通じてサイクルの導入が求められ、近年はマネジメント改革の一環として言及されている (文化庁, 2018)。

しかし、こうしたおよそ 20 年に及ぶ取り組みにもかかわらず、PDCA サイクルを構成する計画や評価、さらにその目的である改善の取り組みは、必ずしも進んでいるとは言えない。

そこで本稿では、改めて PDCA サイクルについて、博物館界における導入経過を跡づけるとともに (表 1)、新たなデータ (日本博物館協会, 2020) 等に基づき現状と課題を整理し (表 2・3)、改善策を検討する。

2. PDCA サイクルの導入をめぐる経過

(1) 生涯学習審議会答申 (1998 年) 以降

バブルの崩壊以降、生涯学習時代の到来、地方分権や規制改革が叫ばれる中で、博物館の在り方に関する議論が巻き起こり、改めて博物館の理念や目的、活動の基本方針の重要性が指摘されることとなった。以下ではまず、その経過をたどる。

博物館の在り方を問う鎗矢となったのが、生涯学習審議会による「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(生涯学習審議会, 1998) とする答申である。答申では、地方公共団体に対する法令等に基づく規制の廃止・緩和の一環として、「現在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある」と指摘し、具体的には、学芸員及び学芸員補の配置基準について、「博物館の種類、規模、機能等のいかんや地域の実情を問わず一律に定めることは適切でないことから、少なくとも現行の同基準第 12 条第 1 項の学芸員又は学芸員補の定数規定は廃止することが適当である。」とした。また、博物館設置主体に関する要件の緩和や管理の民間委託の検討、さらには、生涯学習施設間や市町村における広域的な連携の推進、マルチメディアの活用等を指摘した。

こうした国の方針に対応すべく、日本博物館協会から 2000 年 12 月に、『対話と連携』の博物館—理解への対話・行動への連携』(日本博物館協会,

2000) が刊行され、博物館界において、新たな運営や活動の在り方に対する検討が始まった。同書では、まず、個々の博物館は「何のために博物館を設置するのか、設置する博物館の性格をどのように位置づけるかなど」の「設立の目的や方針の達成のために理念を構築しなければならない」とした。その上で、理念は「一定不変のものではなく、常に再確認し再検討が行われ、新提案が行われて新理念を創造し、時代にふさわしい博物館活動を実践する努力を怠ってはならない」とした。また、同書では評価についても、「現状では実施しているところは極めて少ない」とした上で、自己評価を定期的実施することや、外部からの評価も「欠くことのできない要件」とした。さらに、評価指標については「質的評価を中心」とし、入場者数等の「外形的数表のみでは不十分」であることや、結果の公表や内容に関する説明が求められることを指摘した。

このように同書は、幅広く博物館活動の在り方について提言する中で、その後の使命や基本的運営方針を理念ととらえ、評価や公表（説明責任）の必要性と合わせて、重要な指摘を行った。

続く2003年3月、日本博物館協会は文部科学省の委嘱を受け、新たな博物館の設置及び運営に関する基準の基礎となる『博物館の望ましい姿』（日本博物館協会、2003）を刊行した。同書では、望ましい姿の実現には、マネジメント、コレクション、コミュニケーションの基本視点が重要であるとし、その実現に向けて必要となる9項目をまとめた。その第1である「【1】使命と計画」の中で、先の理念を一步進めて使命とし、それが一つ一つの博物館ごとに違うことを前提とした上で、各館が自らの使命をわかりやすく表現することの必要性を説いた。また、使命を達成するため、中長期的な視点で計画を定めること（P）や、職員が各自の業務を使命や計画との関わりを理解して遂行

すること（D）、さらに、業務ごとに具体的目標を設定しその達成状況について年度ごとに自己点検・評価（C）し、以後の計画に反映させること（A）を求めた。先の『対話と連携』の考えを継承しつつ、館種ごとの特性に配慮し、利用者を念頭に置いた使命、計画（目標）、点検・評価、その後の改善という一連のサイクルの必要性を示した点で重要である。

2003年7月には、生涯学習審議会の答申や地方分権改革推進会議の提言（地方分権改革推進会議、2002）を受け、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省、2003、以下、「平成15年基準」という）が制定された。平成15年基準では、答申や提言における「大綱化・弾力化への対応」に関しては、都道府県と市町村の設置する博物館の役割（第2条）、扱う資料の種類や数（第3条）、開館日や開館時間（第8条）、資料保全や利用者の安全確保に向けた施設・設備（第11条）に関する規定を整備した（注1）。また、時代の変化に伴って生じた新たな役割として、インターネット等の活用（第6条）、学校・家庭・地域社会との連携や様々な利用者の事業への参画（第7条）、利用促進を図るための施設・設備（第11条）に係る規定を整備した。さらに、研修の充実（第10条）や事業における自己点検・評価とその結果の公表（第12条）に関する規定を追加した。第12条で、「博物館事業の水準の向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の博物館事業の状況について、自ら点検及び評価を行う」ことの必要性を説いたことは、従来の法令等には無かった視点として評価できる。しかし、『「対話と連携」の博物館』で示された外部からの評価や評価指標について、また、『博物館の望ましい姿』で指摘された「計画」あるいは「中・長期」についての規定は見られず、具体的に何に基づき、どのような手法で点検及び評価すべきか明

らかではなく、課題が残った。

日本博物館協会では、引き続き 2004 年 3 月に、博物館現場への指針として『使命・計画作成の手引き』（日本博物館協会，2004a，以下「作成の手引き」という）を刊行し、使命と中長期計画の策定に焦点を当て、その意義・目的、要件、具体的な策定手順を示した。以下、その内容を少し詳しく紹介する。

まず、使命・計画を策定する意義が、

- ①社会の理解を得られる、
- ②博物館活動の拠り所となる、
- ③評価するための指標が得やすいこと、にあるとした。

使命の要件には、

- ①独自の存在理由、
- ②現代の社会で求められていること、
- ③実用性、
- ③わかりやすい言葉で示すこと、

中長期計画の要件には、

- ①使命を反映すること、
- ②目標、方法を示すこと、
- ③実現可能性の確保、
- ④期限と優先順位の明確化、を求めた。

また、実際に使命や中長期計画を策定する前提として、

- 【1】自館の現状を把握すること、
- 【2】自館を取り巻く状況を知ること、
- 【3】博物館界全体を取り巻く状況を認識すること、を求めた。

こうした諸前提を整理した上で、実際の使命づくりに当たっての素材集めから原案の吟味、決定と周知に関する手順を示した。また、中長期計画づくりでは、現状把握と使命に基づく目標策定を行い、中期（3～5年）と長期（10年あるいはそれ以上）を区別し、具体的方法（「何を」、「どのように」、「いつまでに」実現するか）を検討する

ことを求めた。最後に、こうして策定した使命や中長期計画（P）に基づき、具体的には年次計画（P）を立てて各種の事業を実施（D）し、その結果について目標に照らして自己点検（C）を行い、年度ごとに事業の結果を総括して改善を図る（A）必要性を指摘した。また、事業における改善とともに、年度計画あるいは中長期計画についても、必要に応じて、使命に立ち返っての見直しや修正（A）、さらには使命そのもの見直しや再確認（A）の必要性をも指摘した。

このように作成の手引きは、使命や中長期計画に特化して、その必要性から実際の策定手順までを体系的かつ具体的に説明した上で、評価や改善を含めた運用（＝PDCA サイクル）の必要性を示した点で、我が国の博物館運営における画期となり、これを契機に全国の館園で使命づくりが広く進むことになった（注 2）。

(2) 教育基本法改正以降

2006 年 12 月に、第 1 次安倍内閣の下で教育基本法が改正され、生涯学習の理念や社会教育における国や地方公共団体の役割に関する規定整備が行われた。

これを受けて、2008 年 6 月、社会教育法や関連の個別法の改正が行われ、博物館法（以下、「法」という）では、社会教育施設の運営能力の向上を目的に、運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民に対する情報提供に努めるための規定が整備された。具体的には、法第 9 条で「博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とするとともに、法第 9 条の 2 では「博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物

館の運営の状況に関する情報を積極的に提供できるよう努めなければならない。」と定めた。あわせて、専門職員の資質向上を目的に、法第7条で研修の実施に努める規定を整備するとともに、博物館法施行規則の一部を改定し、学芸員資格を取得するために大学で履修すべき科目(単位)の拡充を図った。

しかし、法の規定は、評価とその結果に基づく改善への言及やこれらの情報を公開することに留まり、使命や計画の策定あるいは評価の具体的な手法については、法第8条に定める「設置及び運営上望ましい基準」に委ねられた。

法改正から3年が経過した2011年には、博物館に対する需要の高度化や多様化、経営の安定性や説明責任の確保、経費・人員の不足や指定管理者制度の導入等へ対応するため、平成15年基準

に代わり、新たに「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省、2011、以下、「平成23年基準」という)が制定された。

- この基準では、使命や計画に係る事項として、
- ・博物館の諸活動の実施に関する基本的運営方針の策定とその公表に努めること(第3条第1項)
 - ・事業年度ごとの計画の策定とその公表に努めること(同条第2項)
 - ・基本的運営方針や事業計画の策定に当たり利用者・地域住民の要望や社会の要請に留意すること(同条第3項)
 - ・各年度の事業計画の達成状況等についての自己点検・評価の実施に努めること(第4条第1項)
 - ・博物館協議会や教育関係者、利用者等の外部の者による評価の実施に努めること(同条第2項)
 - ・点検・評価結果に基づく改善措置の実施に努め

表1. PDCAをめぐる法令等と博物館界の動き。

時期	法令・基準等		博物館界の動き	
	事項	主な内容	事項・刊行物	主な内容
1998.9	生涯学習審議会答申	博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化を提言		
1998.12	文部省告示	望ましい基準における学芸員定数規定の削除		
2000.12			『対話と連携の博物館』(日博協)	理念の構築、自己評価・外部評価、結果の公表
2003.3			『望ましい姿』(日博協)	理念→使命、中長期計画、目標設定、自己点検・評価、改善
2003.7	H15年基準	(各年度事業の)自己点検、結果公表のみ		
2004.3			『作成の手引き』(日博協)	使命作成の意義①～③ 使命の要件①～④ 中長期計画の要件①～④ 前提 [1]～[3] PDCA サイクルの必要性
2007.6			『博物館制度の在り方について』(検討会議)	社会的使命 中長期的見通しをもった計画 自己評価
2008.6	博物館法改正	運営状況の評価 改善のための措置 情報の提供		
2010.3			『基準の見直しについて』(検討会議)	基本的運営方針 具体的な事業計画 PDCA サイクルの実現に努める
2011.12	H23年基準	基本的運営方針 年度計画 自己点検・評価 外部評価 改善措置 結果の公表		
2012.7			『博物館の原則』(日博協)	博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る

ること（同条第3項）
 ・インターネット等を活用した点検・評価結果や改善の措置状況の積極的な公表に努めること（同条第4項）
 を定めた。

平成23年基準が、第3条で評価・改善の前提となる「基本的運営方針」や「事業年度ごとの計画」に、第4条で点検・評価の実施とそれらに基づく改善措置に、それぞれ具体的に言及したことで、ようやく、法や基準によるP計画⇒(D実施)⇒C評価⇒A改善のサイクルが整った。

3. 現状と課題

(1) 現状

改めて、我が国の博物館界における使命・計画・評価・改善の実態を、『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』（日本博物館協会、2020）で確認する（表2・3）、（注3）。

まず、計画の前提となる独自の使命について、「設置者が定める条例・定款等は、「独自の目的・使命」に含まれません。目的・使命とは、博物館活動によってもたらされることが期待される個人的・社会的な変化」と定義した上でその有無を尋ねた結果、「設定している」割合は49.4%、「設定していない」が48.1%で、ほぼ同率であった。また、設定している館での公表状況については、複数回答の内、「館のホームページ」が58.2%、「館を紹介するパンフレット」が51.6%と優勢である反面、「特に示していない」という館が16.8%であった。

また、あらかじめ「館や博物館界の抱える問題・課題について」として用意した41の質問項目の一つである「使命・目的、運営情報の発信が不十分」に該当する（注4）と回答した館が56.6%に上った。使命を「設定していない」とした館が48.1%に上ることをからも、「独自の目的・使命」の策定・公表は、決して進んでいるとは言えない。

計画について、年度あるいは中長期にかかわらず、直接その有無を問う質問が無いため正確な実態は不明だが、41項目の一つである「中長期的な目標・計画が立てられていない」に該当すると回答した割合が64.3%を占め、これは例示された諸課題41項目について「該当する」とした項目の上位（15番目）に位置し、中長期計画の策定については、かなり深刻な状況がうかがえる。

評価（表3上半）について、定期・不定期を問わず実施している館は、職員が主体となって自館の活動を評価する「自己評価」が32.1%、外部の者が館の活動を評価する「外部評価」が29.4%、設置者が館を評価する「設置者評価」が26.4%、さらに「自己評価と設置者評価を一体的に行う評価」が14.9%であるが、いずれも不定期はわずかである。また、4つの評価の内、定期・不定期を問わず、いずれか一つでも行っている館の割合は55.9%であった。一方、41項目の一つである「館の評価が実施できていない」と答えた館が58.6%（表2）、「館の評価の結果が活用できていない」と答えた館が58.0%に上った（表2）。このことから、評価を実施している館は全体の5割程度にとどまり、さらに、その結果が必ずしも活用しき

表2. 各博物館の課題の推移（日本博物館協会、2009a, 2017, 2020）.

課題項目	使命ありで、表示済	使命なし／不明確	使命の発信不足	中長期計画なし	評価実施せず	評価活用できず
2019年度	58.2%	48.1%	56.6%	64.3%	58.6%	58.0%
2013年度	80.2%	21.1%	54.2%	64.3%	56.5%	55.0%
2008年度	77.6%	22.3%	49.1%	56.8%	57.6%	52.7%

表3. 評価実施（上）及び結果公表（下）の推移.

評価実施	自己	外部	第三者	設置者	一体的	いずれか
2019年度	32.1%	29.4%	—	26.4%	14.9%	55.9%
2013年度	44.3%	28.4%	13.5%	47.5%	—	—
2008年度	25.1%	15.2%	5.6%	41.4%	—	—
結果公表	自己	外部	第三者	設置者	一体的	いずれか
2019年度	42.5%	63.4%	—	61.9%	59.0%	—
2013年度	35.4%	49.6%	57.2%	—	—	—
2008年度	32.8%	35.7%	67.2%	—	—	—

れていない現状がうかがえる。

評価結果の公表（表3 下半）については、「自己評価」が 42.5%、「外部評価」が 63.4%、「設置者評価」が 61.9%、「自己評価と設置者評価を一体的に行う評価」が 59.0%で、自己評価が他と比べて低い。

(2) 課題とその原因

先に見た現状について、実施状況を仮にPDCAの各段階に当てはめてみると、使命あり：49.4%，P（中長期計画あり）：100-64.3 = 35.7% ⇒ D ⇒ C（評価実施）：55.9% ⇒ A（改善実施）：100-58.0 = 42.0%となる。あえて言うなら、我が国の博物館界におけるPDCAの各サイクルの導入状況は、「全体の半分足らず」ということになる。

上記の状況は、過去の調査結果と比較しても、大差ないようである（表2）。使命については、令和元年度からその定義（範囲）が変更されたため、有無を単純には比較できないが（注5）、使命を含む館の運営状況の発信については、むしろ課題とする割合が増加している。また、中長期的な計画については、「無い」とした割合が約2/3を占め、平成20年度からは、その割合が増加している。さらに、評価の実施や結果の反映状況についても、「実施せず」や「活用できていない」とする割合がいずれも過半を占め、増加傾向すらうかがえる。平成23（2011）年に望ましい基準において導入が求められたPDCAサイクルは、

決して、「機能している」とは言えない状況である。

こうした原因と影響については、過去にも指摘（高井，2012，2020）したが、今回も同様のことが想定される。即ち、中長期計画が欠如する一因が単年度（予算）主義にあり、その影響から、年度計画を構成する日々の活動と最終目標である使命の間をつなぐ架け橋がなく、両者の関連付け（論理性のチェック）に対する意識が希薄になっている。また、評価の導入や活用が進まない原因（注6）として、参考となる標準的なモデルが無いため、評価全体の枠組み、指標や目標値の設定の仕方がわからず、導入に至らないケースが想定される。加えて、「評価の結果が活用できていない」ことは、改善に結びついていないことを意味し、背景には、評価が事務量の増大を招いたり、事業の進行管理や予算削減のツールと化すなど、行政評価一般でも見受けられる課題（総務省自治行政局市町村課行政経営支援室，2017）が見え隠れする。

PDCAサイクルの個々の部分が機能していないことは、当然、サイクルが循環していないことを意味するが、博物館界にとって深刻な課題は、PDCAサイクルの必要性が説かれてから20年以上、法や基準の整備からも10年が経過してなお、導入・確立が進まず、しかも、その状況がここ約10年を比較しても横ばい、あるいは後退傾向すら見受けられることである。この原因については次章でも検討するが、バブル崩壊や財政危機に直面し、当面の使命は策定して年度計画を立てるも

の、両者を関連付けること、すなわち、個々の事業・活動が使命の達成にどう繋がっているのかに対する意識が希薄であることが色濃く影響しているのではないかと推測する。

4. 今後に向けて

(1) 法や基準との関係

先に見た PDCA サイクルに係る課題解決に向け、まず、現行法や平成 23 年基準の内容から検討する。

課題の一つである使命や中長期計画の欠如について、平成 20 年の法改正に先立つ有識者による検討（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議（以下、「検討会議」という）、2007）では、登録制度改善の項目で、「博物館が何のために存在しているのか」という、社会的使命を明確にして、その使命を達成するために、中長期的な見通しを持って計画を立てる」ことを指摘した。また、評価の項では、「博物館は、そのあるべき姿を明確にし、自己で評価し、不断に改善への努力を積み重ねていく必要」があるとした。

しかし、改正後の現行法においては、使命や中長期を含めた計画に関する規定はなく、評価とその結果に基づく改善の実施（第 9 条第 1 項）及び運営の状況に関する情報提供（第 9 条の 2）を定めるにとどまっている。法では今後、少なくとも評価や改善を規定するなら、その前提となる使命あるいは平成 23 年基準にいう基本的運営方針、さらに、計画の必要性にも言及すべきである。

使命や計画に関しては、法改正に伴う平成 23 年基準の策定に当たっても、先行する検討会議で検討（検討会議、2010）が行われ、「博物館の存在意義や地域において果たすことが期待されている役割等の内容を含む基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）が明文化され、ま

た、それが利用者に公開されていること」の必要性を指摘した。あわせて、「博物館の基本的運営方針の達成に向けた具体的な事業計画を策定する必要がある」とし、策定に当たって「利用者や地域住民の要望や社会の要請に留意する」ことや、「PDCA サイクルが生まれるよう努めること」を求めた。残念ながら、評価に関しては「事業計画の達成状況が適切に判断できる方法」が望ましいことや、「評価作業に徒らに労力を費やし、職員モチベーション向上を妨げるような仕組みが必要」との指摘にとどまった。

これを受けた平成 23 年基準では、基本的運営方針の策定を規定したものの、提言にあった「博物館の存在意義や地域において果たすことが期待されている役割等の内容を含む」（＝使命の要素を含む）概念であることが薄れた。また、計画や評価の直接の対象が「その事業年度」あるいは「各年度」となり、中長期の視点を欠いた。年度計画はその達成状況を主に直接的な結果（アウトプット）で評定するため、そこから直接、相応の期間を通して測るべき使命の達成度（＝インパクト）を評定することや、その中間段階に位置する成果（アウトカム）の評定は困難となる。また、中長期計画やその評価の欠如は、年度計画や個別の事業と使命との関連付けやそのチェックができていないことや、その必要性に対する認識の希薄化にもつながっている。こうした課題を生まないためにも、今後、望ましい基準には、年度だけではなく、中長期の視点を備えた計画やその評価の必要性を盛り込むべきと考える。

(2) 博物館現場での取り組み

最後に、PDCA サイクルに係る課題について、博物館側（現場）での解決に向けての私見を述べ、まとめとする。

まず、そもそもの出発点である使命の欠如につ

いては、改めて作成の手引きに立ち返り、3つの意義（①社会の理解を得られる、②博物館活動の拠り所となる、③評価するための指標が得やすいこと）と4つの要件（①独自の存在理由、②現代の社会で求められていること、③実用性、④わかりやすい言葉で示すこと）を念頭に、館の存在意義・目的と、活動を通じてどういう社会の状態・変化をめざすのかについて、独自に、具体的かつ明快に定める必要がある。

次に、中長期計画が必要で、手引きではその作成要件として、「①使命を反映する」を挙げている。中長期計画は、日々や各年度の活動（計画）が最終目標である使命にどのように結びつくか、両者の有機的関連をチェックしながら作成することが重要である。また、年度計画と同様、具体的な期間と到達点を明らかにするとともに、その達成度を測る指標を設定し、期中を通じた評価を行う必要がある。こうした中長期的な視点を持った計画や目標の策定と評価・改善の過程については、独立行政法人制度を参考にすることも一案である（注7）。

さらに、評価制度の導入促進には具体的なモデルが必要となる。モデルは、一時の行政評価で主流となった業績測定型や、指定管理者制度でよく使われる経費縮減や施設管理に重点を置いた類ではなく、館の使命や中長期計画、年度計画、個別の事業の結果を評定でき、使命の達成状況を的確に示すことができる制度設計が必要で、ロジックモデルを使ったプログラム評価がその一候補である（注8）。あわせて、検討会議の提言や行政評価の課題にもある「評価疲れ」が起らないように留意したい。また、具体的な評価システムの作成や運用方法については、法や基準で規定することは馴染まないため、かつての作成の手引きやハンドブック（日本博物館協会、2004a, b）のような、博物館界としてのマニュアルの作成が有効と

考える。

評価は通常、「改善のため」と言われるが、行政評価に見られるような進行管理や予算査定の根拠としての活用では、博物館活動の「改善」に資するとは思えない。評価の目的は改善に違いないが、一步進めて、自分たちが成し遂げたいこと（＝使命）を実現するために活用するツール（源、2017）であり、使命の達成状況を具体的に示すための証と考えたい。評価をこうした視点で捉えることで、その必要性に対する理解が深まり、法第9条に定める導入が進むことを期待したい。

改めて、法律や望ましい基準の整備と博物館現場での理解が進み、PDCAの各段階が整備されサイクルが循環することを通じて、持続可能な博物館経営が実現することを願ってやまない。

注釈

注1 1973年の公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭和48年文部省告示第164号）の第12条第1項中の「都道府県及び指定都市の設置する博物館には、17人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館には、6人以上の学芸員又は学芸員補を置く」については、2003年の改定に先立つ1998（平成10）年12月時点の文部省告示（第161号）で、「博物館には、学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するように努める」に改められた。

注2 日本博物館協会では、作成の手引きとあわせて、使命や中長期計画の策定を支援するためのツールとして、博物館現場で「自己点検支援のワークショップ」を開催したり、自己点検アンケート用のハンドブック（日

本博物館協会，2004b) を刊行した。

注3 調査は令和元年10月4日～11月20日にかけて，全国4,178の館園を対象に行われ，有効回答館数は2,314であった。

注4 41項目の問いに対する回答は，「1. すごくあてはまる」，「2. まああてはまる」，「3. あまりあてはまらない」，「4. まったくあてはまらない」から選択するかたちを採っており，本稿では，報告書と同様に，1と2の合計を「該当する」として扱った。

注5 平成20年度や25年度の調査（日本博物館協会，2017）では，使命について「貴館では，館の目的・使命を，一般の人々にわかりやすいように，館のホームページ，パンフレット，ポスター，館の「ニュース」等で示していますか。＊館の目的・使命を館長のメッセージ・挨拶で示している場合も含みます」という設問であったため，「示している」と回答した割合が77.6～80.2%と高いが，使命の定義が異なるため，令和元年度の調査で策定や公表の割合が低下したと判断はできない。

注6 博物館における評価の課題について，佐々木・泰井の両氏は，日本博物館協会による調査結果（日本博物館協会，2009b）や独自のヒアリングを通じて得られた知見から，「①評価のための調査や報告書の作成作業に関する課題，②博物館活動自体の有効性に関する課題，③評価の枠組みや評価の構造に関する課題」に整理している（佐々木・泰井，2012）。

注7 国立科学博物館の第2期中期目標策定に当たっては，従来からの事業を整理し積み上げた第1期の6つの目標を見直し，新たにミッションを定めるとともに，その実現のために同館の特性を考慮して「構造化」

した3つの目標を策定した（小川，2020）。

注8 博物館界におけるロジックモデルに関しては，（佐々木亨・泰井，2012）でも言及され，PDCAとの関係を含めたプログラム評価の有用性については，源（源，2017）や筆者（高井，2020）も指摘した。

参考文献

- 稲田将人．2016．PDCAプロフェッショナル．242pp．東洋経済新報社，東京．
- 小川義和．2020．2．国立科学博物館．「転換期の博物館経営」（金山喜昭編），pp. 126 - 137．同成社，東京．
- これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議．2007．新しい時代の博物館制度の在り方について．111pp．これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議，東京．
- ．2010．博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて．89pp．これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議，東京．
- 佐々木亨・泰井良．2012．博物館評価を評価する－ODAの評価方法・枠組みを参考にして－．日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要，(16)：103 - 111．
- 高井健司．2012．評価をめぐる取組みの経過と現状の課題．博物館研究，47（12）：6 - 9．
- ．2020．博物館評価の現状と今後－新たな制度の構築に向けて－．「日本の博物館のこれからⅡ－博物館の在り方と博物館法を考える－」（山西良平・佐久間大輔編），pp. 79 - 92．大阪市立自然史博物館，大阪．
- 日本博物館協会．2000．「対話と連携」の博物館－理解への対話・行動への連携，86pp．日本博物館協会，東京．
- ．2003．博物館の望ましい姿，26pp．日本博

- 物館協会，東京。
- . 2004a. 博物館の望ましい姿シリーズ1「使命・計画作成の手引き」. 67pp. 日本博物館協会，東京。
- . 2004b. HANDBOOK「ミュージアム自己点検アンケート」. 35pp. 日本博物館協会，東京。
- . 2012. 博物館の原則 博物館関係者の行動規範，30pp. 日本博物館協会，東京。

参考資料

- 生涯学習審議会. 1998. 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」.
- 総務省自治行政局市町村課行政経営支援室. 2017. 「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果」.
- 地方分権改革推進会議. 2002. 「事務・事業の在り方に関する意見」－自主・自立の地域社会をめざして－.
- 日本博物館協会. 2009a. 「日本の博物館総合調査研究報告書」.
- . 2009b. 「博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書」.
- . 2017. 「平成25年度日本の博物館総合調査報告書」.
- . 2020. 「令和元年度日本の博物館総合調査報告書」.
- 文化庁. 2018. 「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン」.
- 源由理子. 2017. 政策の質的改善と評価～プログラム評価の理論を適用して～. 総務省平成28年度政策評価に関する統一研修（中央研修）（1月20日）.
- 文部科学省. 2003. 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成15年6月6日文部科学省告示第113号）.
- . 2011. 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）.

博物館施設のこれからについて いくつかの提案

元 公益財団法人五島美術館副館長

名児耶 明

博物館施設理解のための手引き

現在の博物館施設は、様々な種類の博物館、美術館のほか、生物を扱う動物園、水族館、植物園、その他にも様々な施設がある。館として扱う資料の種類が異なれば、それぞれの館での取り扱いの対応の仕方、施設、関連する業者ほか全てが異なるのは当然のことである。また、資料によって、博物館法以外の法律も別々に関わってくる。これらは周知の事実でいまさら取り上げることなど、意味がないといわれるところもあるだろうが、館種の特色や、館毎に関わる法律や条例、その他の決まりごとが複雑になっている状態を広く多くの関係者が熟知しているとも思えない。

そうした事柄に熟知した人物も存在しているのは事実であるが限られた人々である。関係者の努力により博物館に関わる法の改正が進んだとしても、広く多くの関係者が複雑に関連する法律を理解するには時間がかかるのではないかと思われる。複雑な関連法の中にあり、博物館関係者がどこまで法との関わりを認識して日々活動をしているかははなはだ疑問であり、そうしたことを広く理解してもらうことも大切なことであろう。

そこで、現在の複雑な博物館の館種毎の相違や、関わる諸法律、条例その他を整理して博物館業界の人間なら館種を超えて理解できるハンドブックの様なものを造る必要があると思う。それを造るにあたって、初心に帰り、現在検討されている博

物館法改正のための事柄をさらに細かく整理するとともに、博物館とは何をするとするか、どのような館種があり、それぞれどのような特色を持つべきだと考える。

現在は博物館法が生まれた状況と大きく変化しており、博物館法と同時に関連法律との関わり方も見直すことから始める必要もあるのではないだろうか。博物館施設に関わる新しい課題が生じ、それらと関わる現行の法律や条例その他との対応等も整理してわかりやすい手引きが必要となるかもしれない。

博物館関連諸法等理解のための手引き

様々な博物館施設に関わる法律は、博物館施設やその資料に合わせて作成された法律とは異なり、博物館施設にとっては、不自由な場合もあるのではないだろうか。また、博物館法の中で、関連する法も取り込んで全ての館種が一元化された同じ法律のもとに管理されることはできないのも事実である。したがって様々な法律と関わりながら運営せざるを得ないが、その際に生じる申請書や報告書、更新手続きなどの書類作成の簡素化等ではできないのではないかと思う。たとえば博物館法に登録されている登録博物館は条件を満たしていれば、別の手続きでは省略できるといった融通ができるのではないかと思う。そうした改革を検討

してはどうだろうか。これは、博物館法におけるメリットして検討する部分での重要な役割を果たす一つとなるだろう。

そのためには、博物館施設と関連する法律をわかりやすく整理したハンドブックも必要と考えるのである。

博物館の登録・審査・援助機関に関して提案

博物館施設は、全国に散在しているが、博物館法による登録博物館と博物館相当施設のの違いについてはもちろん、きわめて個人的に収集したものを並べて、何々博物館・何々美術館と称していても、国民にとってはそれらと、登録博物館や博物館相当施設と何が違うかは理解できないであろう。博物館関係者にとっては当たり前の認識であるが、実際にどのようなものであれ、見学者がそれらを鑑賞して満足していたとしたら、博物館法にしたがっている施設との違いを説明することは難しい。

そうしたことも含め、博物館とはどういうものを言うのか、それ以外の施設との違いは何かといったことも多くの関連する人々の間で検討し、それを広く一般に周知させる努力をする時期だと考える。前項で提案した様に、一般向けの手引書を考えるべきだと思う。

登録博物館や博物館相当施設等以外の施設が博物館と名乗ることを止められないとしたら、現在検討されている認証制度など、国の基準を満たした施設を証明するものを付すことができるようにして、それを一般に周知する配慮をすべきであろう。

また、現在登録博物館は、教育委員会の管轄であるが、場所によって十分に機能しているとはいえず、関連施設の少ない地方の教育委員会などは、多くの施設を抱える教育委員会とは同一の対応をすることは難しいのが現状ではないだろうか。そこで、すべての教育委員会が統一した見解を保てるため、博物館施設に対応できるためにも、様々な博物館施設全体を管轄する期間として、現在の日本博物館協会のような第三者機関が新しく担当し、各教育委員会と連携をとりながら対応するのが適切であると考え。その機関には、現職のほか退職した様々な館種の博物館関係者が参加し、彼らの経験を生かすのも一つの考えではないかと思う。

それに関連して、博物館法にある博物館協議会についても見直しをし、館種の違いや地域の広さを考え、たとえば全国を大きく六箇所とか八箇所など大きな分け方をして、私立の施設も含めて、第三者機関の支部の様な形にすることも検討することを提案したい。通常はそこが近接の教育委員会と密接に関連を保ち、全国的に関わる第三者機関と協力して博物館施設の援助、管理に関する相談をうける機関とすることも視野に入れてはどうだろうか。

最後に、博物館施設の共通部分の基本的法律と、その中に館種ごとに異なる部分の細分化した項目を今までより明確にした博物館法を考えることも必要かと考える。これはすでに博物館法の改正にむけて検討が行われているが、基本的な共通部分についてと、館種ごとの特色を整理したハンドブックの様なものも作る必要もあるのではないかと思う。

「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」改定私案

東京都歴史文化財団事務局

佐々木 秀彦

はじめに

この報告書の前段として『日本の博物館のこれからⅡ—博物館の在り方と博物館法を考える—』を刊行した。この中で「博物館関係者の倫理規程 国内外と類縁機関の現状」（以下、「前稿」とする）で、倫理規程の現状と、国内外の変化、新たな動向を報告した。

前稿では日本博物館協会による「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」（以下、「原則」「行動規範」とする）を具体的にどう改定するか、次の課題として先送りにした。これをうけて本稿では、「原則」「行動規範」を具体的にどう改定するか、私案として提示する。私案の作成においては、本報告書にかかわる研究懇談会のメンバーから有益な助言をえた。ここに記して感謝申しあげたい。

なお、現行の「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」はつぎのとおりである。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活

動し、成果を評価し改善を図る。

5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

博物館関係者の行動規範

行動規範 1 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

行動規範 2 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範 3 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範 4 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動規範 5 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取り組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範 6 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範 7 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範 8 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範 9 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

行動規範 10 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、ICOM（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規

範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

取り入れるべき新たな要素

前稿では、「原則」「行動規範」を改定するさいに参照すべき国内外の動向を紹介した。具体には以下のとおりである。

○国際的な動向

with コロナ・post コロナ、SDGs 持続可能な開発目標（2015年）、ユネスコ「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年）、ICOM・OECD「文化と地域発展」（2019年）、ICOMによる博物館の定義見直し（2019年）

○国内の動向

障害者差別解消法（2016年施行）、文化芸術基本法（2017年）・文化芸術推進基本計画（2018年）、文化財保護法の改定（2018年）、文化観光推進法（2020年）

これらからの動向をうけ、「原則」「行動規範」に新たに取り入れるべき要素はなにか。以下にあげる。

- ・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs、ユネスコ勧告）
- ・幸福な状態（ウェルビーイング）に貢献（ICOM・OECD、ICOM 新定義案）
- ・観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携（文化芸術基本法、文化観光推進法）
- ・社会課題に向き合い、解決へ寄与（文化芸術推進基本計画）
- ・平等な権利とアクセスをすべての人々に保証、多様な利用者への合理的配慮（障害者差別解消法）

・デジタル化・オンライン化の推進によるリアルとバーチャルによるハイブリッド・ミュージアムの促進（コロナ対応）

さらに、前稿でも紹介した全国美術館会議「美術館の原則」・「美術館関係者の行動指針」（2017年）とイギリス博物館協会「博物館の倫理規程」（2015年）から、

・表現の自由、知る自由を保障、企画制作・解釈の一貫性

をとりあげたい。さいたま市三橋公民館九条俳句事件やあいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展」展示中止事件が、全国あるいは国際的な事件として注目された。これらに象徴されるように、主催者及び利用者の表現の自由が侵害される事件が芸術文化施設をめぐる頻発しているからだ。

原則・行動規範のスタイル

現行の「原則」「行動規範」は、施設の原則と関係者の規範の10の項目が一対一対応して、内容はほぼ重なっている。原則と規範とも、すべきことの羅列で項目間の関係や構造がみえない。改定するとしたら、「原則」は、博物館はそもそものような機関であるのかを端的にしめし、それにもとづいて「行動規範」は関係者の責務・姿勢を提示すると整理してはどうか。

まず「原則」では、博物館は

- ①何をすべき機関なのか（固有の役割）
- ②社会にどんな貢献ができるか（存在理由）
- ③持続して公益を増進するにはどうすべきか（持続可能性）

を端的にのべる。そして、この3点にかかわる行動規範をあげていく。

現在の「行動規範」は、表題が「貢献」「尊重」「設置」等々と一言だけで、そのことがらをどうとらえるか、方向性がみえない。あるべき姿を示

唆する表現がのぞまれる。記憶しやすいまとめ方で、つねに参照できるような言い方がふさわしい。

また、個々の規範は、何を遵守すべきが端的に表現することがのぞましい。一方で、端的にしめすと「原則」「行動規範」の文言のもつ意味合いや背景がわからない。館種別の解釈、より詳しい業務手順等も、あわせてつたえていく必要がある。

博物館協会のウェブサイトでは、規範の各項目の考え方や解説をしめしている。また、全国美術館会議や日本図書館協会は解説付きの冊子をつくり、配布あるいは販売している。普及のためにこうした取組みがもとめられる。

博物館の原則と関係者の行動規範の改定私案

以上のような内容面と形式面の論点をうけて、今後、改定を検討する材料として以下のような私案を提示したい。

○博物館の原則

博物館は、以下の原則に従って活動する機関である。

【原則1「うけつぐ」 文化の継承】

博物館は、社会から託された責務として、文化・環境を守り、過去から現在、未来へ橋渡しをする。

【原則2「わかちあう」 文化の共有・創造】

博物館は、学術と文化の共有・創造を通じ、地球環境の保全と社会の発展に貢献する。

【原則3「いとなむ」 持続可能な経営】

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことで公益の増進を図る。

○博物館関係者の行動規範

博物館の関係者とは、設置者を構成する者、博物館の職員、ボランティア、委託事業者、連携協力先等の博物館に携わるすべての者をいう。博物

館に携わる者は、以下の規範を遵守して博物館の公益性を最大限に発揮する。

【原則1「うけつぐ」文化の継承】

規範1. 体系的なコレクションの形成

1・1 地球・人類の営みの証しとなる資料と情報を、過去から現在、未来へ橋渡しをすることを、社会から託された責務と自覚する。

1・2 資料・情報の多面的な価値と人びとの権利を尊重して、体系的にコレクションを形成する。

規範2. 資料保存・保全の永続性

2・1 所管する資料を永続的に保存・保全し、生きた資料の福祉に配慮し、未来に継承する。

2・2 資料を処分することは、長期的なコレクションの充実をはかるため真に不可避である場合のみとし、関係者の合意のもとに、適正な手続きを踏まなければならない。

規範3. 信頼性の確保・学術研究への貢献

3・1 博物館活動の基盤となる資料等の調査研究に取組み、正確な情報を提示して社会の信頼に応える。

3・2 調査研究により、学術研究の進展に貢献する。

【原則2「わかちあう」文化の共有・創造】

規範4. 価値の共有・創造

4・1 博物館が蓄積した資料や調査研究の成果を人類共有の財産として、展示や教育普及活動、デジタルコンテンツの活用などによって人びとと広くわかちあう。

4・2 独自の着眼点による企画（キュレーション）により、新たな価値の発見・創造に努める。

規範5. 権利の保障と一貫性の維持

5・1 日本国憲法に定められた国民の表現の自由、知る権利を保障し支える。

5・2 調査研究にもとづく企画・解釈の一貫性を保つため、博物館活動への不当な干渉を排する。

規範6. アクセス保障と幸福度への貢献

6・1 世界中のあらゆる人の利用可能性（アクセス）を保障するため、多様な利用者に応じて合理的配慮を行う。

6・2 多様性を認める社会の実現に寄与し、人びとが幸福な状態（ウェルビーイング）であることに貢献する。

規範7. 連携による社会課題対応

7・1 人びとや地域社会に働きかけ、他の機関等と手を携え、社会に貢献する。

7・2 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野と有機的に連携し、社会課題に向き合う。

【原則3「いとなむ」持続可能な経営】

規範8. 基盤の確保と効果の増進

8・1 設置目的・使命を達成するため財源、人員、施設等の活動基盤の確保に努め、人と収蔵品の安全を確保する。

8・2 使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価して改善を図り、効果を高める。

規範9. 研鑽による向上

9・1 業務の遂行において最善を尽くすとともに、博物館学研究や研修等を通じて、専門的な知見の増進、技能の向上に努める。

9・2 自らの知識や経験、技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動の充実を図る。

規範10. 規範遵守による自律

10・1 関連法規を理解し、遵守する。「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動し、ICOM（国際博物館会議）倫理規程や関連する分野の倫理や規範を尊重する。

10・2 予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し、関係者とともに解決を図る。

今後の検討

「原則」「行動規範」を今後どのように検討していくか。実際に改定するとなると、日本博物館協会が調査研究委員会等をもうけて検討することになるだろう。今回提示した私案を検討材料のひとつとして活用していただければ幸いだ。

検討のさいには、国内外の博物館界の動向を視野にいれる必要がある。着目すべきは、文化審議会博物館部会の動きだ。部会に2021年2月に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が設置された。ワーキンググループでは、博物館法改正を視野に検討している。2021年3月に中間報告、5～6月にまとめ報告をする予定である。

法改正がおこなわれるのであれば、博物館の定義、登録基準、望ましい基準も検討することになる。これらは「原則」「行動規範」に密接に関係する。また同時に、「原則」「行動規範」の改定には美術、歴史、科学、動物水族などの館種別の団体との意見交換も必要だ。

国際的な動向となれば、ICOMの博物館の定義の見直しを注視しなければならない。博物館の定

義の見直し案は、2019年のICOM京都大会で提起されたが、決定は延期された。これをめぐってICOM会長や理事の辞任をへて、検討委員会を刷新して検討をしておしている。2022年のプラハ大会で決定する予定だ。あわせてICOM倫理規程の見直しの動きにも注目したい。倫理委員会が常置の国際委員会として設置され検討を開始している。

こうした一連の動きをみきわめてからということになれば、「原則」「行動規範」の見直しを本格的に検討できるのは、ICOMプラハ大会がおわる2022年秋以降ということになる。全国博物館大会で提起、意見交換し、最速でも2023年に開催される理事会で議決ということになるだろう。

前稿でも記したように、改定にあわせて、博物館協会内、あるいは館種別の団体と連携して、常置の委員会等の設置を考える必要がある。また、課題に応じたより詳しいガイドラインや実務手順書の作成、館種別の行動規範の制定等にも取り組む必要がある。

こうした動きを見こしつつ、今からできる検討は継続してゆきたい。

